

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

企業立地促進計画 （案）

平成25年 6 月 10日 作成
平成25年 8 月 8 日 変更
平成27年 10月 30日 変更
平成29年 9 月 15日 変更
令和 3 年 4 月 20日 変更
令和 8 年 ○月 ○日 変更

福 島 県

1 計画の位置付け

- 企業立地促進計画（以下「本計画」という。）は、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、認定福島復興再生計画に即するとともに、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に適合して定める計画である。
- 本計画では、法第 18 条第 1 項の雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域及び認定特定復興再生拠点区域。）の復興及び再生の推進に資する事業であって、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年度復興庁令第 3 号。以下「法施行規則」という。）第 11 条各号に掲げる事業（以下「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）を実施する個人事業者又は法人（以下「企業」という。）の立地を促進することにより、避難解除等区域における安定した雇用機会の確保や新産業の創出、地域経済の活性化につなげ、住民の帰還及び移住等の促進その他の避難解除等区域の復興・再生の推進を図ることを目指す。
- 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業が、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、知事の認定を受けた後、認定された実施計画に従って、機械等の取得等若しくは避難対象雇用者等の雇用をした場合、又は当該事業の用に供する施設の新設等に要する費用の支出に充てるための「福島再開投資等準備金」を積み立てた場合、国税及び地方税の課税の特例等の適用がある。
- 県は、本計画に基づき、避難解除等区域への企業の立地を促進するための施策を総合的に講じ、関係する市町村と連携し、全力で避難解除等区域の復興・再生に取り組む。

2 企業立地促進計画の目標及び期間

(1) 目標

(取り戻すべき4つの「ふるさと」の姿)

- 原子力災害を克服し、避難解除等区域の迅速な復興・再生を実現するため、本計画では、以下の4つの「ふるさと」を取り戻し、「将来的に豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生を図ること」を目指すべき目標として掲げ、効果的に計画を推進する。

- ① **避難解除区域の住民等が安定して働くことができる「ふるさと」**
 - 帰還する住民や移住者等が安定して働く場を確保することが必要となる。
 - 製造業やコールセンター等の情報通信業等、相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の安定した雇用の創出につなげ、避難解除区域の住民等が働くことができる「ふるさと」を取り戻す。

- ② **地域の創富力¹が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことができる「ふるさと」**
 - 原子力関連産業に代わる新産業の創出等により、地域の経済的な自立性を高めていくことが必要であり、特に、福島イノベーション・コースト構想の推進をより一層図っていく必要がある。
 - 再生可能エネルギー、医療機器、廃炉、ロボット、航空宇宙等の先導的な施策に係る事業、豊富な農林水産物を中心とした地域資源を活用した事業等、避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の創富力が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことのできる「ふるさと」を取り戻す。

- ③ **地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」**
 - 地域に安心して暮らすため不可欠な生活関連基盤が集積し、住民が集うことができる良好な生活空間を形成していくことが必要となる。
 - 地域コミュニティの核として期待される小売業や、住民生活の利便性を提供する生活関連サービス業等、避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」を取り戻す。

¹富を生み出す力のこと。

④ 安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」

- 長期避難により荒廃したインフラ等の復旧を速やかに進めるとともに、単なる復旧にはとどまらない安全で新たな生活環境を創造していくことも必要となる。
- 建設業や放射性物質除去のための措置（除染）など、原子力災害により被災した施設等の復旧及び復興に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」を一刻も早く取り戻す。

(2) 対象業種

- 避難解除等区域復興再生推進事業では、それぞれ次の業種（日本標準産業分類〈令和5年6月改定〉〈令和6年4月施行〉【大分類】）に属する事業を対象とする。

【相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業】（法施行規則第 11 条第 1 号）

（業種）

- E 製造業
- G 情報通信業
- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業 （娯楽業を除く）
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業】（法施行規則第 11 条第 2 号）

（業種）

- A 農業、林業
- B 漁業
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- I 卸売業、小売業
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- M 宿泊業、飲食サービス業

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業】（法施行規則第 11 条第 3 号）

（業種）

- H 運輸業、郵便業
- I 卸売業、小売業
- J 金融業、保険業
- K 不動産業、物品賃貸業
- L 専門・技術サービス業 （学術研究を除く）
- M 飲食サービス業 （宿泊業を除く）
- N 生活関連サービス業 （娯楽業を除く）
- O 教育、学習支援業
- P 医療、福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業】（法施行規則第 11 条第 4 号）

（業種）

- A 農業、林業 （農業を除く）
- C 鉱業、採石業、砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- I 卸売業、小売業
- K 不動産業、物品賃貸業 （不動産業を除く）
- L 専門・技術サービス業 （学術研究を除く）
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

(3) 期間

- 認定福島復興再生計画においては、「第3期復興・創生期間」である令和8年度から令和12年度の5年間をその計画の期間としている。
- 認定福島復興再生計画に即して作成する本計画においても、計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3 対象区域及び基本的な考え方

(1) 対象区域

- 本計画で定める「企業立地促進区域」は、別紙に記載する 12 市町村²の避難解除区域等（避難解除区域及び現に避難指示であって法第 4 条第 4 号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域³（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域。））の全域とする。

(2) 対象区域における避難解除区域等の区分別の企業の立地促進の基本的な考え方

- 企業立地促進区域内であっても、全ての避難指示が解除された「避難解除区域」と、住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示が出されている「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「認定特定復興再生拠点区域」とでは、その状況は大きく異なるものがある。
- そこで、区域区別に、避難解除等区域の復興・再生に当たっての区域の位置付けや、早期に立地を促進する必要のある企業の基本的な考え方等について、以下に記載する。

避難解除区域

- 「避難解除区域」は、今後の長期にわたる復旧・復興の最前線拠点となっていく地域であり、法施行規則第 11 条各号に掲げる全ての業種に属する事業を実施する企業の立地を促進して、避難解除等区域全体の復興・再生を目指していく。

避難指示解除準備区域

- 「避難指示解除準備区域」は、住民の早期帰還を見据え、除染、インフラ復旧を進め、安心できる生活環境の回復を図っていかねばならない地域である。法施行規則第 11 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地を優先的に促進するとともに、その後の企業立地促進区域内における各市町村の地域の復興・再生の状況に応じて、法施行規則第 11 条第 1 号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地も図っていくことにより、「避難指示解除準備区域」の復旧・復興を目指していく。

² 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の 12 市町村をいう。

³ 避難指示解除準備区域、居住制限区域

居住制限区域

- 「居住制限区域」は、住民の被ばく線量を低減する観点から、継続して避難を求められる地域である。労働者の安全確保が重要であることから、企業立地促進区域内であっても、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を可能とするのは、企業の事業所付近の平均空間線量率が毎時 3.8 マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定する。また、関係する市町村の意向も踏まえつつ、法施行規則第 11 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる業種のうち、住民帰還に必要な事業を実施する企業に限ってその立地を認め、「居住制限区域」の早期の復旧・復興を目指していく。

認定特定復興再生拠点区域

- 「認定特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域のうち概ね 5 年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域である。労働者の安全確保が重要であることから、企業立地促進区域内であっても、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を可能とするのは、企業の事業所付近の平均空間線量率が毎時 3.8 マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定する。また、関係する市町村の意向も踏まえつつ、法施行規則第 11 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる業種のうち、住民帰還に必要な事業を実施する企業に限ってその立地を認め、「認定特定復興再生拠点区域」の早期の復旧・復興を目指していく。

(3) 立地に当たって企業が留意すべき事項

- 企業立地促進区域への立地に当たって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業は、あらかじめ、以下の事項について、県及び関係市町村と十分に協議の上、留意しなければならない。

① 各種土地利用計画との整合性の確保

- 県土地利用基本計画（令和3年10月）では、企業立地促進区域を含む特に被害の大きかった地域の復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進することとしている。
- 県及び市町村の各種土地利用の計画や方針との整合性を確保し、復興まちづくりの意向に最大限協力する必要がある。

② インフラ復旧・除染実施状況の把握

インフラ復旧

- 企業立地促進区域は、地震や津波で甚大な被害を受けた地域も含んでいる。
- これら地域は、国の「福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表」（復興庁）に基づき産業や生活基盤の復旧が進められていくことから、企業の立地が公共インフラ復旧の事業計画や認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の妨げとなることのないよう、その進捗状況を正確に把握する必要がある。

除 染

- 企業立地促進区域は、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、放射性物質除去のための措置（除染）が講じられている区域を含んでいる。
- 避難解除区域の住民等の安全への配慮のため、国又は市町村の実施する除染実施計画や認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の進捗状況を正確に把握する必要がある。

③ 事業実施に関する留意事項の遵守

- 区域のうち、避難指示区域である「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」並びに「認定特定復興再生拠点区域」における生活及び事業活動には制限がある。
- 特に、「居住制限区域」及び「認定特定復興再生拠点区域」での事業の実施の際には、新規立地企業についても、「避難指示区域内にお

ける活動について」(令和元年9月5日付け原子力被災者生活支援チーム通知)を遵守して、労働者等の被ばく低減に努める必要がある。

4 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容

企業立地促進区域内において、事業再開や企業立地、住民の帰還及び移住等の前提となる環境回復の取組を進めるとともに、インフラ復旧、雇用回復、地域コミュニティの再生、福島イノベーション・コースト構想の推進等による地域経済の活性化に資する避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、国や市町村と連携して以下に取り組む。

(1)企業立地・帰還及び移住等環境整備

- 企業立地や事業再開を支援するための補助、企業への工業団地に関する情報提供や、帰還及び移住等の促進を図るための環境整備等を行う。

(2)新事業創造・創業支援

- 再生可能エネルギー、医療機器、廃炉、ロボット、航空宇宙等の新産業創出及び先進的な農林水産業等の取組を促進する技術開発、研究実証、設備導入等を支援するための補助や、地域の社会的な課題の解決等につながる新たな創業に向けた取組に対する支援等を行う。

(3)雇用・人材育成支援

- 避難解除等区域の復興再生に資する産業人材を確保するための再生可能エネルギー、医療機器、廃炉、ロボット、航空宇宙、農林水産業等に関する人材育成や、被災者を安定的に雇用する企業等に対する雇用助成等を行う。

(4)金融・経営支援

- 経済支援団体等を通じた経営支援体制の強化や被災企業に対する長期の低利融資等を行う。

(5)技術開発・連携支援等

- 地域独自の商品開発に必要な情報提供や企業連携のための支援、県ハイテクプラザ等による技術開発支援、放射線測定等の支援等を行うとともに、県浜地域農業再生研究センターによる避難解除区域等の営農再開・農業再生に向けた実証研究等を実施する。

5 その他企業立地促進計画の実施に関し必要な事項

(1) 関係する市町村及び企業との必要な情報の共有化

- 企業立地促進区域への企業の立地に必要な各種情報を、一覧しやすい形で分かりやすくとりまとめ、関係する市町村及び企業と共有化を図ることができるよう、速やかな情報提供に努める。

(2) 計画の進捗状況の点検と見直し

- 本計画は、計画期間を5年間としているが、避難解除等区域の状況の変化も十分想定できることから、毎年度当初に、目標の達成状況、施策（措置）の活用状況等の点検を行うとともに、その結果について公表に努める。
- また、本計画策定後に避難指示区域の見直しが行われた場合等、必要と認められる場合には、速やかに本計画の見直しを行う。

(3) 住民等への適切な情報発信

- 企業の立地を促進することによる避難解除等区域の復興・再生の状況について、ふるさとに帰還を希望する住民や全国の方々に対し、ホームページ等を活用して、分かりやすく適切に情報発信する。

企業立地促進区域【南相馬市】

令和8年4月1日時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域				認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
地区名	大字	字	地番			
小高区	片草	全域	-		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	小高	全域	-			
	大井	全域	-			
	塚原	全域	-			
	仲町	全域	-			
	田町	全域	-			
	関場	全域	-			
	西町	全域	-			
	上町	全域	-			
	東町	全域	-			
	南町	全域	-			
	大町	全域	-			
	本町	全域	-			
	南小高	全域	-			
	福岡	全域	-			
	水谷	全域	-			
	泉沢	全域	-			
	岡田	全域	-			
	村上	全域	-			
	角部内	全域	-			
	姥沢	全域	-			
	井田川	全域	-			
	浦尻	全域	-			
下浦	全域	-				
女場	全域	-				
耳谷	全域	-				
行津	全域	-				
上浦	全域	-				
神山	字池ノ沢	全域	-		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	字馬場前	全域	-			
	字馬場下	全域	-			
	字堂平	全域	-			
	字神山下	全域	-			
	字竹ノ町	全域	-			
	字土橋	全域	-			
	字長畑	全域	-			
	字藪倉	全域	-			
	字大豆谷	全域	-			
	字砂子町	全域	-			
	字藤右工門屋敷	全域	-			
	字鯖沢	全域	-			
	字蛇クキ	全域	-			
字松ヶ沢	全域	-				
上根沢	全域	-		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12	
小屋木	全域	-				
吉名	全域	-				
藤木	全域	-				
飯崎	全域	-				
大田和	字下川原	全域	-		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	字川原	全域	-			
	字西田	全域	-			
	字前田	全域	-			
	字浜井場	全域	-			
	字広畑	全域	-			
	字館越	全域	-			
	字上新田	全域	-			
	字下新田	全域	-			
	字白根	全域	-			
	字中ノ内	全域	-			
	字南川原	全域	-			
	字中里	全域	-			
	金谷	字北原	全域			
"	字作迫	全域	-		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	字若林	全域	-			
	字天梅	全域	-			
	字東	全域	-			
	字沼尻	全域	-			
	字西田	全域	-			
	字柳迫	全域	-			
	字神田	全域	-			
	字南釘野	全域	-			
	字北釘野	全域	-			
	字下釘野	全域	-			
字西	全域	-				

	"	字南	全域			
	"	字北	全域			
	"	字上	全域			
	"	字鼠内	全域			
	"	字向田	全域			
	"	字東川原	全域			
	"	字西内	全域			
	北鳩原	全域		-	認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	南鳩原	全域		-		
	小谷	全域		-		
	大富	全域		-		
	羽倉	全域		-		
	川房	全域		-		
原町区	雫	字袖原	全域		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	小浜	字間形沢を除く全域		-		
	下江井	全域		-		
	小沢	全域		-		
	堤谷	全域		-		
	江井	全域		-		
	米々沢	全域		-		
	大藪	字田堤	全域		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	"	字森合	全域			
	"	字森合東	全域			
	"	字観音前	全域			
	高	字町田	全域		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	"	字北ノ内	全域			
	"	字山梨	全域			
	"	字高田	全域			
	"	字北川原	全域			
	"	字権現壇	全域			
	"	字原	全域			
	"	字鐵冶内	全域			
	"	字館ノ内	全域			
	"	字弥勒堂	全域			
	"	字薬師堂	全域			
	"	字御稲荷	全域			
	"	字中平	全域			
	"	字大久保前	全域			
	"	字花木内	全域			
	"	字高林	全域			
	小木迫	全域		-	認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	鶴谷	全域		-		
	大原	字和田城	全域			
	片倉	字行津	全域			
	馬場	字五台山	全域		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	"	字横川	全域			
	"	字薬師岳	全域			
	高倉	字助常	全域		認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12
	"	字吹屋峠	全域			
	"	字七曲	全域			
	"	字森	全域			
	"	字枯木森	全域			
国有林 磐城森林管理署	2004～2063林班、2065林班、2076～2078林班、2088林班の一部、2089林班、2090林班、2095～2102林班、2130林班				認定を受けた日 (R5.7.11まで) から 5年を経過する日ま での期間	H28.7.12

字熊取	全域		認定を受けた日(R6.3.30まで)から5年を経過する日までの期間	H29.3.31
字熊ノ草	全域			
字熊森山	全域			
字桑向	全域			
字桑ノ山	全域			
字小石山	全域			
字庚申山	全域			
字糶屋山	全域			
字小塚	全域			
字小塚山	全域			
字コナシ沢山	全域			
字小林山	全域			
字コマメ山	全域			
字五斗蒔田	全域			
字五斗蒔田前山	全域			
字坂	全域			
字境大沢山	全域			
字境山	全域			
字坂入山	全域			
字坂山	全域			
字笹久保山	全域		認定を受けた日(R6.3.30まで)から5年を経過する日までの期間	H29.3.31
字ササコ平山	全域			
字坂林山	全域			
字沢目木	全域			
字下口人山	全域			
字清水	全域			
字下	全域			
字下ヲナカ山	全域			
字下桑	全域			
字下平	全域			
字下田代	全域			
字下戸草	全域			
字下戸草山	全域			
字下長橋	全域			
字下長橋柳平山	全域			
字下松林	全域			
字下屋敷	全域			
字下屋敷山	全域			
字新田	全域			
字新田入山	全域			
字新田前	全域		認定を受けた日(R6.3.30まで)から5年を経過する日までの期間	H29.3.31
字新田山	全域			
字ジャク山	全域			
字神武山	全域			
字菅下	全域			
字菅平	全域			
字菅向	全域			
字菅ノ又	全域			
字菅ノ又山	全域			
字関入山	全域			
字関ノ上山	全域			
字瀬戸	全域			
字世戸一山	全域			
字世戸七山	全域			
字世戸四山	全域			
字世戸二山	全域			
字世戸六山	全域			
字川芎	全域			
字川芎山	全域			
字平前山	全域			

字東山	全域		認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31
字彦七山	全域			
字藤小山	全域			
字古後山	全域			
字細後山	全域			
字細畑	全域			
字細畑入山	全域			
字細畑東山	全域			
字細畑山	全域			
字房由	全域			
字前ノ山	全域			
字三道平	全域			
字向大沢山	全域			
字向川山	全域			
字向木ノ根山	全域			
字向世戸山	全域			
字向田山	全域			
字向地山	全域			
字向戸草	全域			
字向長橋	全域			
字向長橋山	全域			
字向長橋居根山	全域			
字向畑山	全域			
字向東山	全域			
字向山	全域			
字元屋敷	全域			
字焼米平山	全域			
字弥次畑山	全域			
字ヤッキリ山	全域			
字柳平入山	全域			
字山ノ神山	全域			
字吉口山	全域			
字由谷地山	全域			
字呼石山	全域			
字雷神山	全域			
字ラントウ山	全域			
字六分山	全域			
字藤平	全域			
字小鈴山	全域			
字石森前	全域			
字上平	全域			
字広野原	全域			
字田の神	全域			
字大黒前	全域			
字高平	全域			
字寺前	全域			
字戸草前	全域			
字鼠喰前	全域			
字広平	全域			
字日向	全域			
字細田	全域			
字房由前	全域			
字社前	全域			
字由口	全域			
字坂前	全域			
字田代	全域			
字八木中	全域			
字八木西	全域			
字八木東	全域			
字八木前	全域			
			認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31
			認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31
			認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31

	字八木南	全域	/	認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31
	字新地切	全域			
	字入久保山	全域			
	字大久保入山	全域			
	字上大沢山	全域			
	字木ノ間山	全域			
	字境林山	全域			
	字坂下	全域			
	字坂下向山	全域			
	字世戸八山	全域			
	字羽馬山	全域			
	字橋端山	全域			
	字羽山向山	全域			
	字東久保山	全域			
	字広久保山	全域			
	字平蔵林山	全域			
	字丸四天山	全域			
	字水境	全域			
	字向出山	全域			
	字向羽山	全域			
国有林 福島森林管理署	161～165林班、167林班		/	認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31

企業立地促進区域【檜葉町】

令和8年4月1日時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
井出	全域	-	/	認定を受けた日 (R4.9.4まで) から 5年を経過する日ま での期間	H27.9.5
大谷	字乙次郎を除く全域	-			
上小埜	全域	-			
上繁岡	全域	-			
北田	全域	-			
下小埜	全域	-			
下繁岡	全域	-			
波倉	全域	-			
前原	全域	-			
山田岡	字大坂を除く全域	-			
山田浜	全域	-			
国有林 磐城森林管理署	648～661林班、663林班、701～710林班、736～741林班、758林班				

企業立地促進区域【川内村】

令和8年4月1日時点

避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
上川内	字切払	501番地1、501番地3		認定を受けた日 (R3.9.30まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.10.1
	字大四郎	506番地3、506番地4、519番地			
	字檜生	501番地5から501番地7、502番地1、502番地2、503番地57から503番地59を 除く全域			
	字金子塚	全域			
	字大鷹鳥谷	全域			
	字小鷹鳥谷	全域			
	字高山	501番地			
	字炭焼場	10番地1、502番地、503番地1、504番地、514番地1、514番地7、514番地8、514 番地12から514番地17、515番地1から515番地5、516番地1、516番地6			
	字弓目幾	501番地5、501番地8、501番地9、502番地、505番地、506番地、507番地、508番 地を除く全域			
下川内	字田ノ入	9番地、15番地、16番地、19番地1から19番地6、20番地1、20番地8、21番地1か ら21番地3、22番地1、22番地3から22番地5、23番地、24番地、27番地1、27番 地4から27番地6、28番地3、30番地1から30番地3を除く全域		認定を受けた日 (R3.9.30まで)から 5年を経過する日ま での期間	H26.10.1
	字鍋倉	全域			
	字道ノ下	522番地1			
	字糠塚	全域			
	字南	全域			
	字吉ノ田和	全域			
	字毛戸	全域			
	字五枚沢	全域			
	字上滝	全域			
	字館山	501番地1、514番地から528番地、530番地			
	字篠平	全域			
	字坂シ内	133番地5、141番地7、152番地1から152番地3、153番地1から153番地5、155 番地2、156番地2から156番地4、156番地6、157番地4、157番地8、158番地2か ら158番地4、159番地2、159番地4、159番地6から159番地16、160番地9、161 番地1から161番地3、162番地2、162番地3、167番地3、167番地9、167番地19、 176番地3、176番地5、176番地14、236番地1、236番地2、511番地から513番 地、547番地、548番地			
	字山梨作	全域			
	字ドフ	501番地、503番地1			
	字下仁井倉	全域			
	字宮坂	501番地、501番地15から501番地19、501番地22から501番地26、502番地か ら506番地			
	字原	73番地14、73番地15、73番地29、73番地30、106番地9、106番地23から106番 地27、106番地34、106番地35、106番地37、106番地39から106番地42、106番 地46、504番地1から504番地6、505番地から510番地			
	字横根	501番地			
	字平沢	17番地、18番地4、18番地6から18番地8、45番地24、70番地17から70番地20、 70番地22から70番地29、70番地32から70番地37、70番地44から70番地56、 70番地58から70番地62、70番地64、70番地67、70番地71から70番地76、70番 地78、86番地2、86番地8、87番地4、88番地2、98番地1、98番地2、98番地4、98 番地5、501番地1から501番地6、503番地から505番地、507番地、508番地1、 508番地2、511番地1から511番地4、512番地から515番地			
	字北川原	103番地34から103番地50、179番地3、524番地1、524番地2、524番地4、530番 地から536番地、537番地1、537番地2、537番地4、538番地から543番地			
字小田代	527番地、528番地、549番地、550番地1から550番地5、551番地				
大字下川内	字貝ノ坂	全域		認定を受けた日 (R5.6.13まで)から 5年を経過する日ま での期間	H28.6.14
	字荻	全域			
国有林 磐城森林管理署		601～603林班、604林班の一部、627林班、628林班、630～637林班、638林班の一部			

企業立地促進区域【富岡町】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域		認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除	
大字	字	地番			
本岡	字新夜ノ森	12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、13番地5、13番地7、13番地8	R9.3.9	認定を受けた日(R9.3.9まで)から5年を経過する日までの期間	R2.3.10
	県道夜ノ森停車場線 (字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)				
	町道夜の森桜通り線 (字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)				
	町道都市計画4号線 (字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)				
	町道坊小屋桜通り線 (字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)				
	町道夜の森区画街路2号線 (字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)				
	町道夜の森区画街路13号線 (字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)				
	町道夜の森区画街路17号線 (字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)				
	町道夜の森区画街路34号線 (大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)				
	第三大管こ線道水路橋 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域				
桜1丁目	全域	-	R12.3.31	認定を受けた日(R12.3.31まで)から5年を経過する日までの期間	R5.4.1
桜2丁目	全域	-			
夜の森北1丁目	全域	-			
夜の森北2丁目	全域	-			
夜の森北3丁目	全域	-			
夜の森南1丁目	全域	-			
夜の森南2丁目	全域	-			
小良ヶ浜	市の沢	1番地から7番地、11番地1から3、12番地、13番地、14番地1から2、15番地、17番地1から4、18番地から20番地、21番地1から2、22番地1から2、26番地5から6、34番地、35番地1から2、36番地1、36番地4、38番地2、69番地2から3、70番地3、85番地1から3、87番地から90番地、90番地1、91番地1から4、92番地1から2、95番地1から5、103番地1から2、104番地、105番地、120番地1から12、120番地14から20、121番地1から3、121番地6から8、122番地1から2、123番地1から2、124番地、125番地、126番地1から27、127番地1から3、127番地5から8、127番地10から11、128番地1から4、129番地1から8、129番地10から21、130番地1から5、131番地1から8、132番地1から4、133番地1から2、134番地1から14、135番地1から2、136番地1から3、137番地から139番地、140番地1から2、141番地1から3、142番地1から2、143番地1から5、144番地1から9、145番地1から8、146番地1から6、147番地1から2、148番地1から10、149番地1から2、150番地1から2、151番地、151番地2、152番地1から3、153番地1から2、154番地1から2、155番地、156番地1から2、157番地、157番地2、158番地1から4、159番地1から4、160番地1から3、161番地1から5、162番地から165番地、166番地1から19、167番地1から17、168番地1から30、169番地1から2、169番地5、169番地7、170番地1から4、171番地、172番地1から6、173番地1から9、173番地11から14、174番地2から4、175番地、175番地1、176番地から178番地、179番地1から2、180番地から184番地、185番地1から3、186番地1から4、187番地1から11、188番地1から18、189番地23から26、189番地1から9、190番地1から2、191番地、191番地1、192番地1から2、193番地1から2、194番地、195番地1から3、196番地、197番地、201番地、202番地1から2、203番地、204番地1から2、205番地1から2、206番地、207番地1から2、208番地から210番地、211番地1から3、212番地1から3、214番地1から3、215番地、216番地1から2、217番地1から2、218番地1から3、	R12.3.31	認定を受けた日(R12.3.31まで)から5年を経過する日までの期間	R5.4.1
	深谷	103番地、104番地1、105番地から107番地、108番地1、110番地、111番地、112番地1、113番地1から2、126番地1、127番地から136番地、168番地1、182番地1、182番地3から4、182番地6から11、183番地、183番地1、184番地1から3、185番地から188番地、189番地1から3、190番地1から2、191番地1から3、192番地1から5、193番地1から3、194番地1から4、195番地から206番地、207番地1から2、208番地1から2、209番地1、229番地1から2、230番地1から3、231番地1から2、232番地から237番地、238番地1から2、239番地1から2、240番地、241番地1から2、242番地1から2、243番地1から2、244番地1から4、245番地から248番地、250番地、251番地、252番地1から9、253番地、254番地1から2、255番地、255番地2、256番地、257番地1から2、258番地1から2、259番地1から3、260番地から265番地、266番地1から2、267番地1から4、268番地1から2、269番地から271番地、272番地1から2、273番地から277番地、293番地16、293番地23、293番地35、1057番地から1060番地			
	松の前	171番地1から4、172番地1、172番地3、173番地から175番地、176番地1から2、177番地1から2、178番地1から2、179番地1から2、180番地、181番地1、410番地2、411番地2、412番地2、413番地2、414番地4、415番地1から2、416番地から420番地、421番地1から2、422番地、423番地1から2、424番地、425番地、426番地1から2、427番地1から2、428番地1から3、429番地1から2、430番地1から2、431番地1から2、432番地1から2、433番地1から3、434番地1から5、435番地1から8、436番地1から2、437番地1から2、438番地から440番地、473番地から477番地、482番地、488番地から491番地、492番地1から6、493番地、494番地、498番地、518番地、519番地			

別紙

大菅	蛇谷須	1番地64	R12. 3. 31	認定を受けた日(R12. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間	R5. 4. 1
	川田	1番地3を除く全域			
	大平	1番地、1番地4、1番地89から1番地94、1番地96、1番地97、2番地1、2番地3、3番地から5番地、6番地1から6番地3、14番地1から14番地5、15番地、169番地1から169番地9、170番地、171番地、172番地1から172番地3、173番地から179番地、181番地から184番地、298番地1から298番地3を除く全域			
本岡	新夜ノ森	9番地1、12番地6から8、13番地6、18番地37、18番地38、19番地13から16、29番地5から6、31番地4から5、32番地2、38番地6から8、39番地1から2、39番地5から9、39番地16から26、41番地4、49番地6、58番地、66番地1、67番地1から2、68番地1から2、69番地1、70番地1、71番地1、72番地1、72番地3、73番地1、73番地3、74番地、74番地1から2、75番地1、75番地3、76番地、77番地1から3、78番地、79番地1から4、80番地から83番地、84番地1から5、85番地1、85番地3から4、86番地1、86番地3から4、87番地、88番地1、88番地3、89番地、90番地、91番地1から2、92番地1から2、93番地1から3、94番地から100番地、101番地1、101番地3から7、102番地、102番地1、102番地4から9、103番地から106番地、107番地1から2、108番地1から2、109番地1から2、110番地、111番地1から2、112番地から121番地、122番地1から20、123番地2から3、123番地5から8、124番地1から3、125番地1から2、125番地4、125番地7から8、126番地1から9、127番地2から3、129番地2、130番地1から2、131番地1から4、132番地1から2、133番地から139番地、140番地1から2、141番地から143番地、144番地1から4、145番地から148番地、149番地1から2、150番地1から2、151番地、152番地、153番地1から3、154番地1から2、155番地、156番地2から4、157番地1から4、158番地1から3、159番地1から2、160番地1から2、161番地1から3、161番地5から8、162番地、163番地1から2、164番地1から2、165番地1から2、166番地1から4、167番地1から2、167番地5から6、168番地1から2、169番地1から2、170番地、171番地、172番地1から2、173番地1から4、174番地1から3、175番地1から6、176番地1、176番地3から5、177番地1から2、178番地、179番地、180番地1から2、180番地6から8、181番地1から3、181番地11、182番地1から6、183番地、184番地、185番地3から4、186番地、187番地1から2、188番地1から2、193番地1から2、194番地1から2、195番地1から2、196番地、196番地2、197番地1から2、198番地1から2、199番地、200番地1から2、201番地から203番地、209番地1から2、210番地1から4、214番地1から4、215番地1から6、216番地1から2、217番地1から3、218番地1から2、219番地1から4、220番地1から4、221番地1から3、222番地1から2、223番地、224番地1から2、225番地から230番地、230番地2、231番地1から2、232番地1から3、233番地から236番地、237番地1から2、238番地1から2、239番地、240番地1から4、241番地1から2、242番地、243番地、244番地1から2、245番地、246番地1から5、247番地、248番地1から12、249番地5、250番地1、251番地3、252番地から262番地、263番地1から4、264番地1から4、265番地、265番地2、266番地1から2、267番地、268番地1から2、269番地1から2、270番地、271番地1から2、272番地1から2、273番地から275番地、276番地1から2、277番地1から2、278番地1から15、278番地17から20、279番地3、280番地から282番地、283番地1から4、284番地1から2、285番地1から2、286番地1から2、287番地1から3、288番地1から2、289番地、289番地2から3、290番地、291番地、292番地1から10、293番地1、293番地3から15、294番地1から3、295番地1から2、296番地、297番地1から2、298番地1から2、299番地、300番地1から4、301番地1から3、302番地1から4、303番地、304番地、305番地1から2、306番地1から3、307番地、308番地1から2、309番地、310番地1から5、311番地1から2、312番地1から2、313番地1から4、314番地1から2、315番地、316番地1から2、317番地1から2、318番地1から2、319番地1から6、320番地1から2、321番地1から2、322番地から325番地、326番地1から2、327番地から332番地、332番地2、333番地から347番地、348番地1から2、349番地、351番地、352番地、353番地1から4、354番地1から4、355番地、356番地1から2、363番地、364番地1から4、365番地1から5、366番地、366番地2、376番地から380番地、381番地1から2、382番地から384番地、385番地1から5、391番地、394番地1、395番地1から2、396番地から398番地、399番地1から2、400番地1から2、401番地から407番地、408番地1から5、408番地7から8、409番地1から3、409番地5、410番地1から2、411番地から414番地、415番地1から7、416番地から423番地、424番地1から2、425番地1から2、426番地から435番地、436番地1から6、437番地1から2、438番地1から2、439番地、440番地1から3、441番地、442番地1から2、443番地1から3、444番地1から2、445番地1から2、446番地1から2、447番地1から2、448番地1から2、449番地1から2、450番地1から2、451番地、452番地、453番地1から2、454番地1から6、455番地1から3、456番地1から2、457番地1から2、458番地1から2、459番地1から4、460番地1から3、461番地1から2、462番地から464番地、465番地1から5、466番地から468番地、469番地1から2、470番地から472番地、473番地1から6、474番地1から2、475番地1から2、476番地から478番地、479番地1から3、480番地1から14、481番地1から2、482番地1から2、483番地1から2、484番地1から2、485番地1から4、486番地1から3、487番地1から5、	R12. 3. 31	認定を受けた日(R12. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間	R5. 4. 1

	<p>488番地1から2、489番地1から2、490番地1から2、491番地1から3、492番地1から3、493番地、494番地1から2、495番地1から6、497番地1、497番地3から6、498番地1から4、499番地、500番地、501番地1から3、502番地1から6、503番地、504番地1から3、505番地から512番地、513番地1から2、514番地1から2、515番地から519番地、520番地1から3、521番地から524番地、525番地1から2、526番地から530番地、531番地1から3、532番地、532番地1、533番地、534番地、535番地1から2、536番地1から2、537番地1から2、538番地1から8、539番地1から3、540番地1から6、541番地から545番地、547番地から554番地、555番地1から2、556番地1から3、557番地から559番地、561番地1から3、562番地、563番地、564番地1から4、565番地1から3、566番地、567番地、568番地1から2、571番地1から2、575番地、576番地1から2、577番地1から2、578番地1から2、579番地1から4、580番地1から2、581番地、582番地1から2、583番地1から5、584番地1から4、585番地1から3、586番地1から2、587番地1から5、588番地1から4、591番地1から3、592番地、593番地1から2、594番地、595番地、596番地1から2、597番地から604番地、606番地から610番地、611番地1から5、612番地、613番地、628番地1、629番地から633番地、634番地1から3、635番地1から6、636番地1から2、637番地、638番地1から2、639番地1から2、640番地、641番地、642番地1から4、643番地1から2、644番地、645番地、646番地1から4、647番地1から2、648番地1から6、649番地1から6、650番地1から4、651番地1から4、652番地1から12、653番地1から5、654番地1から14、655番地1から2、656番地1から12、657番地1から5、658番地1から10、659番地1から2、660番地1から2、661番地1から4、662番地1から3、663番地1から2、664番地1から2、665番地、666番地、667番地1から2、668番地1から2、669番地、670番地1から2、671番地1、671番地3から12、671番地14から32、672番地、673番地1から12、674番地、674番地3、675番地2、675番地4、676番地2から3、676番地5から6、676番地8から10、677番地1から9、678番地1から2、679番地、679番地2、680番地1から3、681番地1から3、682番地、682番地1、683番地1から2、684番地1から2、685番地1から2、686番地1から5、687番地、688番地1から2、689番地1から2、690番地1から2、691番地1から2、692番地1から3、693番地、694番地、695番地1から2、696番地、697番地1から10、698番地1から18、699番地1から11、701番地2から3、702番地2、703番地1から3、704番地2から4、705番地1から3、706番地1から2、707番地、707番地2、708番地、709番地、710番地1から4、711番地1から3、712番地1から4、713番地1から3、714番地1から22、715番地1から4、716番地、716番地2、717番地、718番地1から6、719番地1から3、720番地1から4、721番地1から3、722番地1から6、723番地1から4、723番地6から7、725番地1から4、725番地6、726番地1から3、726番地5から8、727番地1から4、728番地、729番地1から4、730番地1から8、731番地1から5、732番地1から6、733番地1から2、734番地1から9、735番地1から4、736番地1から4、737番地1から3、738番地から747番地、748番地1から21、749番地から752番地、753番地1から5、753番地13、754番地から757番地、758番地1、759番地、759番地1、770番地から773番地、773番地1から2、774番地から776番地、776番地2、777番地1から4、778番地、779番地、779番地2から3、780番地1から2、781番地、782番地1、782番地3、783番地1から2、784番地1から3、785番地、786番地1から3、787番地1から5、788番地1から30、789番地2、790番地、791番地、791番地2、792番地2から4、793番地1から10、794番地1から11、795番地1から3、795番地5から12、795番地14、795番地16、796番地1から12、797番地1から2、798番地1から2、799番地1から2、800番地から802番地、803番地1から2、804番地1から2、805番地、805番地1から3、806番地から808番地、809番地1から8、810番地から814番地、815番地1から2、816番地、816番地1、817番地、818番地1から2、819番地1から2、820番地1から2、821番地、822番地1から3、823番地、824番地1から2、825番地1から2、826番地1から2、827番地1から3、828番地1から4、829番地1から4、830番地1から4、831番地、832番地1から3、833番地1から3、834番地1から3、835番地1から3、836番地1から2、837番地1から3、838番地1から2、839番地1から2、840番地1から2、841番地1から2、842番地1から4、843番地1から3、844番地1から4、845番地1から2、846番地1から2、847番地1、847番地3、848番地1から2、849番地、850番地1から3、851番地1から2、852番地1から2、853番地、854番地、854番地1、855番地1から2、856番地1から2、857番地1から2、858番地1から2、859番地、860番地、860番地1、861番地、861番地1から24、862番地から870番地、871番地1から16、872番地から877番地、878番地1から2、881番地、884番地、885番地1から3、886番地から889番地、889番地1、890番地から893番地、894番地1から4、895番地、895番地1、896番地1から2、897番地1から2、898番地1から2、899番地から904番地、904番地1、905番地、905番地1から5、905番地7から38、905番地42から48、906番地1から3、907番地、908番地1から3、909番地、910番地、911番地1から2、912番地、913番地、913番地3、914番地、915番地、916番地1から3、917番地、918番地1から2、919番地1から2、920番地から931番地、932番地1から5、933番地1から7、934番地、935番地1から16、936番地1から3、937番地1から16、937番地18から20、938番地1から2、939番地、940番地1から2、941番地、942番地1、942番地3から6、943番地1から2、944番地、945番地1から3、946番地、947番地、948番地1から2、949番地、950番地1から2、951番地から955番地、956番地1から2、957番地1から5、958番地から967番地、989番地から991番地、992番地2から3、993番地2から3、994番地から1003番地、1004番地1から2、1005番地から1008番地</p>	<p>R12. 3. 31</p>	<p>認定を受けた日(R12. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間</p>	<p>R5. 4. 1</p>
<p>R5. 4. 11に避難指示が解除された土地に接する道路(隣接する部分に限る)</p>		<p>R12. 3. 31</p>	<p>認定を受けた日(R12. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間</p>	<p>R5. 4. 1</p>

別紙

小良ヶ浜	字赤坂	48番地、314番地、315番地、401番地5、401番地6、404番地3、404番地4、405番地2、405番地3、616番地	R12. 11. 29	認定を受けた日(R12. 11. 29まで)から5年を経過する日までの期間	R5. 11. 30			
	字松の前	45番地						
	県道小良ヶ浜野上線	(帰還困難区域の全区間)						
	県道広野小高線	(帰還困難区域の全区間)						
	町道1007号(宮の原小良ヶ浜線)	(帰還困難区域の全区間)						
	町道2004号(小良ヶ浜線)	(帰還困難区域の全区間)						
	町道3090号(赤坂線)	(大字小良ヶ浜字赤坂278番1地先から大字小良ヶ浜字赤坂213番1地先まで)						
	町道3174号(新田小良ヶ浜線)	(大字小良ヶ浜字赤坂777番地)						
	町道3091号(松葉原線)	(帰還困難区域の全区間)						
	法定外道路(大字小良ヶ浜字松の前378番地先から大字小良ヶ浜字松の前45番地先まで)							
小浜	全域	-					認定を受けた日(R6. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間	H29. 4. 1
中央1丁目	全域	-						
中央2丁目	全域	-						
本町1丁目	全域	-						
本町2丁目	全域	-						
夜の森南3丁目	全域	-						
夜の森南4丁目	全域	-						
夜の森南5丁目	全域	-						
下郡山	字下郡	全域						
	字原下	全域						
	字真壁	全域						
毛萱	字浜畑	全域						
	字前川原	全域						
仏浜	字釜田	全域						
	字西原	全域						
小浜	字反町	全域						
	字中央	全域						
	字大膳町	全域						
小良ヶ浜	字深谷	808番地1		認定を受けた日(R6. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間	H29. 4. 1			
大菅	字蛇谷須	1番地64を除く全域						
	字川田	1番地3						
	字大平	1番地、1番地4、1番地89から1番地94、1番地96、1番地97、2番地1、2番地3、3番地から5番地、6番地1から6番地3、14番地1から14番地5、15番地、169番地1から169番地9、170番地、171番地、172番地1から172番地3、173番地から179番地、181番地から184番地、298番地1から298番地3		認定を受けた日(R6. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間	H29. 4. 1			
上郡山	字岩井戸	全域						
	字滝ノ沢	全域						
	字半跡沢	全域						
	字太田	全域						
	字上郡	全域						
	字清水	全域						
	字関名古	全域						
	字前山	全域						
本岡	字赤木	全域		認定を受けた日(R6. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間	H29. 4. 1			
	字王塚	全域						
	字上本町	全域						
	字清水前	全域						
	字関ノ前	全域						
	字沼名子	全域						
	字日向	全域						
	字本町	全域						
	字本町西	全域						
	字新夜ノ森	15番地2、15番地5、49番地2、49番地210から49番地217						
上手岡	字川原沢	全域		認定を受けた日(R6. 3. 31まで)から5年を経過する日までの期間	H29. 4. 1			
	字沢山	全域						
	字大木戸川原	全域						
	字広表	全域						
	字後作	全域						
	字後田	全域						
	字大石原	全域						
	字片倉	全域						
	字上千里	全域						
	字家老沢	全域						
	字権現山	全域						
	字下千里	全域						
	字杉内	全域						
	字善正前	全域						
	字外内	全域						
	字高津戸	全域						
	字西ノ上	全域						
	字坂ノ上	全域						
	字麓山	全域						
	字日南郷	全域						
	字平道地	全域						
	字前川原	全域						
	字茂手木	全域						
	字下蔵地	全域						
	字沢女	全域						

別紙

国有林 磐城森林管理署	539～542林班、644林班、646林班、647林班及び662林班のうち富岡川から南の区域 639～643林班及び662林班のうち、富岡川以北であり植松川から南の区域		認定を受けた日(R6.3.31まで)から5年を経過する日までの期間	H29.4.1
----------------	---	--	-----------------------------------	---------

企業立地促進区域【大熊町】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
野上	字旭ヶ丘	全域	R8. 4. 9	H31. 4. 10
	字井戸神沢	全域		
	字大森	全域		
	字楓沢	全域		
	字高家老	全域		
	字岳ノ楨	全域		
	字束松	全域		
	字望洋平	全域		
熊	字錦台	173番地から178番地、179番地1、179番地2、180番地1、180番地2、181番地1、181番地2、182番地1、182番地2、183番地1、183番地2、184番地1、184番地2、185番地1、185番地2、186番地から188番地、189番地1、190番地、191番地1		
大川原	字手の倉	全域		
	字西平	全域		
	字南平	全域		
国有林 磐城森林管理署	505～510林班、512～515林班、518林班、519林班、521～524林班、528林班、530林班、534林班、536～538林班			
	県道大野停車場大川原線 (大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、大字下野上字原327番1地先から大字下野上字清水624番2地先まで) 町道西20号線 (大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで) 町道西49号線 (大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで) 大熊町大字下野上字大野 98番地1、98番地5、98番地6、98番地7、115番地3、284番地3、285番地、791番地1、797番地1、811番地 大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、120番地12、247番地30 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域		R9. 3. 4	R2. 3. 5
夫沢	字中央台	9番地2から3、21番地2から12、21番地14から19、23番地3、24番地4から5、25番地5、69番地2、795番地、796番地1から8、797番地1から2、798番地、804番地1から4、804番地6から28、808番地1から2、808番地5から6、808番地8から9、809番地1から2、810番地1から3、811番地1から4、812番地2から3、813番地1から3、814番地1から2、815番地、816番地1から2、817番地1から2、818番地2から6、819番地2から8、819番地10から12、820番地2から6、822番地2から3、823番地1から2、823番地4から5、824番地1から2、824番地4から7、825番地2から8、826番地2から5、827番地1から7、827番地9から10、828番地1、829番地1、830番地3から6、2149番地から2152番地	R11. 6. 29	R4. 6. 30
	字長者原	44番地、123番地、124番地1、186番地2、189番地2、887番地1から2、888番地から891番地、893番地1から2、894番地1から3、895番地1から2、896番地1から2、897番地から899番地、900番地1から2、901番地から905番地、906番地1から3、907番地、908番地1から2、909番地、910番地1から2、911番地1から2、912番地1から3、913番地1から2、914番地、915番地、916番地1から4、917番地1から5、918番地1から2、919番地1から4、932番地、933番地1から2、934番地から936番地、937番地1から4、938番地1から6、939番地1から8、940番地1から6、942番地1から6、943番地1から7、944番地1から5、945番地1から4、946番地1から4、947番地1から2、1126番地1から2、1127番地から1134番地、1135番地1から5、1155番地から1157番地、1162番地、1163番地、1167番地から1175番地、1176番地1から5、1177番地1から5		
熊	字旭台	全域		
	字熊町	2番地、2番地4、3番地、6番地、7番地、10番地から12番地、14番地、15番地、16番地4、17番地、52番地1、53番地、54番地1、55番地、56番地、57番地1、58番地、59番地1、60番地、60番地3、61番地、62番地、63番地1、64番地4、65番地、66番地4、67番地1、68番地、69番地1、70番地から73番地、74番地1、75番地から79番地、80番地1、81番地1、85番地1、430番地から438番地、549番地1、550番地、551番地1から2、553番地1から4、554番地から556番地、626番地、629番地、829番地、831番地から834番地、834番地2、835番地から839番地、840番地1から2、865番地1から2、866番地から868番地、869番地1から2、870番地から872番地、873番地1から2、874番地から877番地、908番地2、909番地2から3、910番地から912番地、913番地1から2、915番地2、916番地から929番地、930番地1、931番地から933番地、934番地1、936番地から942番地		

別紙

	<p>1番地、1番地2、2番地1から3、3番地から5番地、6番地1から2、7番地、8番地1から5、9番地1から9、10番地、11番地1から8、12番地から14番地、14番地2、15番地1から2、16番地から22番地、23番地1から2、24番地1から2、25番地から29番地、30番地1から2、31番地から35番地、36番地1、37番地、38番地、39番地1から6、40番地、41番地、43番地、44番地、45番地1から2、46番地から53番地、54番地1から2、55番地、55番地2、56番地から64番地、65番地1から3、66番地から74番地、75番地1、76番地2、77番地1、78番地から84番地、86番地から88番地、89番地1から7、89番地12から13、90番地、91番地1から2、92番地1から4、93番地1、93番地3から5、94番地1から2、95番地から98番地、99番地1から2、100番地、101番地、102番地1から2、103番地、104番地、105番地1から6、106番地、107番地1から6、108番地1から5、109番地1から7、110番地1から6、114番地1から5、115番地1から12、116番地1から7、117番地1から15、118番地1から2、119番地1から2、120番地1から3、121番地1から2、122番地1から2、123番地、124番地1から2、125番地1から4、126番地、127番地1から3、128番地1から9、129番地1から2、130番地、131番地1から2、132番地1から11、133番地1から2、134番地1から4、135番地1から4、136番地1、137番地から139番地、140番地1から2、141番地、142番地1、144番地、270番地1、271番地、272番地1から2、273番地から275番地、277番地2から3、278番地2、279番地3、459番地から461番地、465番地から469番地、472番地1、472番地4から5、475番地、476番地1から4、476番地6から7、477番地1から2、478番地、479番地、480番地1から3、481番地、482番地3、500番地1から2、503番地から509番地、509番地2、510番地1、510番地5、511番地1、513番地、514番地1、515番地1から11、516番地、518番地5、536番地1から2、537番地から541番地、542番地1から3、550番地から552番地、622番地から624番地、625番地1から2、626番地、627番地、629番地2、630番地2から4、631番地2から3、633番地2、634番地、637番地1から2、638番地1から2、640番地2、641番地2、643番地、645番地、702番地から709番地、716番地、717番地、717番地2、718番地1から2、719番地1から2、720番地から722番地、724番地、725番地、747番地、748番地、750番地、751番地、752番地2、775番地、776番地1、776番地3、840番地</p> <p>173番地から178番地、179番地1、179番地2、180番地1、180番地2、181番地1、181番地2、182番地1、182番地2、183番地1、183番地2、184番地1、184番地2、185番地1、185番地2、186番地から188番地、189番地1、190番地、191番地1を除く全域</p>	R11. 6. 29	R4. 6. 30
熊川	字川向		
小入野	<p>268番地</p> <p>1番地1から4、1番地6、2番地から5番地、6番地1から14、6番地16から17、6番地20、6番地22から23、7番地1、7番地3、7番地5から6、8番地1、9番地1、9番地4、9番地7から8、10番地1、10番地3、11番地1から5、12番地1から10、13番地、14番地、15番地1から3、16番地1から3、16番地5から9、17番地1から7、18番地、19番地、19番地2から3、20番地1から4、21番地1から3、22番地1から2、23番地1から2、23番地4から26、24番地1から5、25番地1から6、26番地1から2、26番地4、27番地1から3、28番地1から2、28番地4から8、30番地1から3、31番地1から2、32番地1から2、33番地1から3、34番地、35番地1から2、36番地1から3、37番地1から2、38番地、38番地2、39番地、40番地、41番地1から2、42番地、43番地、44番地1から2、44番地4、45番地、45番地2から3、46番地1から7、47番地1から2、48番地2から3、51番地から53番地、54番地1から3、55番地、55番地2から4、56番地1から2、57番地、58番地、59番地1から2、60番地、61番地1から2、62番地から64番地、65番地1から2、66番地1から2、67番地から69番地、91番地から93番地、97番地、98番地、101番地、102番地、103番地1から3、104番地1から2、105番地1から2、106番地1から3、107番地、107番地2から4、108番地1から3、109番地2から3、110番地1から2、111番地、112番地、112番地2、113番地、114番地1、114番地3から5、115番地2から3、118番地、119番地2から4、120番地、121番地、121番地2から3、122番地、123番地1から4、124番地1から2、125番地、126番地1から4、127番地1から4、128番地1から3、129番地1から3、130番地から132番地、133番地1から3、134番地から139番地、140番地1から2、141番地、142番地、143番地1から2、144番地から146番地、147番地1から3、148番地1から3、149番地1から4、150番地、151番地1から2、152番地から160番地、161番地1から2、162番地1から3、163番地、164番地1から2、165番地1から2、166番地1から2、167番地、168番地、169番地1から3、170番地1から2、171番地1から4、172番地1から2、173番地1から2、174番地、175番地1から3、176番地1から2、177番地から181番地、182番地1から5、183番地1から3、184番地から186番地、187番地1から3、188番地1から2、189番地1、189番地3から4、189番地6、190番地、191番地1から8、192番地1から9、193番地1から2、194番地、195番地1から2、196番地1から3、197番地1から3、198番地1から8、199番地1から3、200番地1から8、201番地から214番地、</p>		

別紙

	<p>字北向</p>	<p>124番地、126番地、127番地1から2、198番地1、198番地3から5、202番地から206番地、207番地1から3、207番地8から13、207番地15から25、208番地、209番地1から12、209番地15から48、209番地50から51、211番地、212番地1から2、213番地1から3、214番地1から4、215番地1から3、216番地1から4、217番地1から3、218番地、219番地1から4、220番地から222番地、223番地1から5、224番地1から2、225番地1から2、226番地1から2、227番地から232番地、233番地1から7、234番地1から2、234番地4、235番地1から5、235番地7、236番地1から2、236番地4から5、237番地1から9、238番地1から3、239番地1から4、240番地1から2、241番地1から3、242番地1から2、242番地4、243番地1から3、245番地2から5、246番地2から3、247番地2から16、248番地2から3、249番地1から8、250番地1、250番地3から4、251番地、252番地、253番地1、254番地1、255番地1から2、256番地1から2、257番地1から2、337番地、338番地、355番地</p>		
	字広谷地	全域		
	字清水	全域		
	字原	全域		
	字鮎沢	全域		
野上	<p>字秋葉台</p>	<p>10番地3から5、21番地3、21番地7、21番地9から10、21番地14から15、21番地18から19、292番地1、293番地2、294番地2、295番地1から3、296番地1から3、297番地1から2、298番地1、299番地1、330番地4、331番地1、332番地、382番地1、383番地1、383番地4から5、385番地1、386番地1、387番地から393番地、394番地1、395番地1、396番地1、398番地1、399番地から402番地、405番地1、409番地1、410番地1、411番地1、412番地1、413番地1、414番地から419番地、420番地2、424番地6、425番地3、426番地1、427番地1、428番地1、429番地1、430番地1から2、431番地、445番地2、446番地5、447番地3、479番地、480番地、488番地から492番地、493番地1、500番地、501番地、635番地、636番地、637番地1から2、638番地、639番地1から3、640番地から642番地、643番地1、644番地、645番地1から2、646番地、646番地2、647番地1から5、648番地1から2、649番地1から6、650番地、651番地、652番地1から3、653番地、654番地1から2、656番地から659番地、661番地1、661番地4から8、783番地1、783番地3、783番地9から10、784番地1、784番地3、785番地、785番地3、786番地1から2、787番地1から2、788番地1から3、789番地1から2、790番地1から3、791番地2、792番地、796番地4、797番地3、800番地1、800番地6から7、801番地、801番地3、802番地1から2、802番地5、803番地、804番地、805番地1から2、806番地1から3、807番地から811番地</p>	R11. 6. 29	R4. 6. 30
	字諏訪	全域		
	<p>字羽山沢</p>	<p>2番地から6番地、9番地、10番地1から2、11番地から24番地、25番地1から2、26番地1から2、27番地から50番地、54番地から56番地、57番地1から11、58番地から60番地、96番地2、97番地1から2、98番地、99番地、100番地2から3、101番地1から2、102番地1から2、103番地2、123番地、124番地2から4、125番地から127番地</p>	R11. 6. 29	R4. 6. 30
		<p>R4. 6. 30に避難指示が解除された土地にに接する道路(隣接する部分に限る)、常磐自動車道、国道6号、国道288号、県道いわき浪江線、町道大熊イタ線、町道東1号線(大字夫沢字長者原884番地先から大字夫沢字長者原913番地先まで)、町道東2号線、町道西20号線、町道西21号線(大字野上字秋葉台222番地先から大字野上字秋葉台19番地先まで)、町道西22号線(大字野上字秋葉台33番地先から大字野上字秋葉台21番地先まで)、町道西32号線(大字熊字熊町549番地先から大字熊川字緑ヶ丘41番地先まで)、町道西45号線(大字野上字秋葉台533番地先から大字野上字秋葉台544番地先まで)、町道東57号線、町道東61号線(大字熊字熊町1584番地)、町道東62号線(大字熊字熊町793番地先から大字熊川字緑ヶ丘28番地先まで)、町道東63号線(大字熊字熊町843番地先から大字熊川字川向345番地先まで)、町道東67号線、町道東68号線(大字熊字田成圃87番地先から大字熊字館264番地先まで)、町道東69号線(大字熊字熊町51番地先から大字熊字館251番地先まで)、農道1189号線、農道1259号線(大字熊字熊町1588番地)、農道1261号線(大字熊字熊町1345番地先から大字熊川字川向268番地先まで)、農道1262号線、農道1265号線(大字熊字熊町1586番地)及び農道1267号線(大字熊川字川向345番地)</p>	R11. 6. 29	R4. 6. 30

企業立地促進区域【双葉町】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番		
両竹	全域	-	R9.3.3	R2.3.4
中野	全域	-		
中浜	全域	-		
長塚	字町西	36番地1、36番地2、37番地1、37番地2、38番地1、38番地3、38番地7、38番地8、39番地1、39番地4、39番地22、39番地25、39番地26、39番地27、39番地28、39番地29、39番地30、44番地8、72番地、73番地1、73番地4、73番地5、249番地1、249番地3		
国有林 磐城森林管理署	547林班のうち「に」及び「ほ」の区域			
町道長塚・新山線 (大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)				
町道久保前・中浜線 (大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)				
町道鬼木・広町線 (大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)				
町道久保前・下条線 (大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)				
町道町西3号線 (大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)				
町道町西1号線 (大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)				
町道町西2号線 (大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)				
国道6号 (大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))				
東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域				
新山	字北広町	全域	R11.8.29	R4.8.30
	字本町	全域		
	字根小屋	全域		
	字広町	全域		
	字東館	全域		
	字牛踏	15番地2、16番地1、18番地、18番地2、20番地1、23番地1、25番地1、90番地2、91番地2から4、93番地3、95番地2、104番地1、110番地1、111番地1、113番地1、114番地		
	字前沖	6番地から10番地、28番地、98番地		
	字蓬田	1番地1、4番地1、5番地、7番地1、7番地3から4、8番地1から2、9番地1、9番地3、10番地1、10番地3から5、11番地1、11番地3から7、13番地1、14番地1から2、15番地1、16番地1、17番地1、17番地3から4、18番地1、18番地3から6、19番地1、19番地4から5、20番地1、20番地4から5、21番地1、21番地3から7、22番地1、23番地1、24番地1、25番地1、27番地1、27番地3、28番地1、28番地3から4、34番地4から5		
	字下条	全域		
	字久保前	全域		
字天王下	全域			
字高万迫	111番地1、111番地4から7、112番地1、116番地1、116番地5、119番地1、119番地3、120番地3から4、121番地1、121番地3、130番地1、130番地3から5、132番地1から3、175番地1、175番地10から12			
字清戸迫	1番地1から2、2番地1から2、20番地1から3、21番地1から6、24番地2、25番地2、28番地2、64番地2、65番地2、70番地2から3、71番地2、74番地2、244番地2、245番地1から2、249番地1から6、253番地1から2、257番地1から2、267番地、271番地、278番地から280番地、284番地から288番地、289番地1、292番地1から2、293番地、296番地、296番地2、297番地、297番地2、302番地、304番地2、305番地、307番地、308番地1から2、309番地、370番地2、371番地1から2、382番地			
前田	字館下	全域	R11.8.29	R4.8.30
	字大畑	全域		
	字善能寺	全域		
	字別当内	全域		
	字一丁木	全域		
	字大畑前	全域		
	字栗崎	全域		
	字高田	全域		
	字桜町	全域		
	字下古川	全域		
	字稲荷前	全域		
	字結ノ内	全域		
	字五反田	全域		
	字大光内	全域		
字柵内	1番地1、3番地、4番地1、5番地1、6番地から8番地、9番地1から2、10番地から12番地、13番地1から3、15番地1、15番地3、16番地1、18番地1、19番地から22番地、23番地1から2、24番地1から3、25番地3、35番地3、38番地1から2、40番地1から2、44番地3、45番地2、76番地、92番地			

別紙

	字坂下	14番地5、15番地4から5、16番地1から2、17番地1から2、18番地1から2、19番地1、19番地4から5、20番地1、20番地4から6、21番地1、21番地4から5、22番地1、22番地4、23番地1、24番地から28番地、29番地1、30番地3、31番地2、33番地1、33番地3、34番地から38番地、39番地1から2、43番地1、45番地、47番地1、48番地1、49番地1、50番地から52番地、53番地1から2、54番地1から2、55番地1から2、57番地、58番地1から6、59番地1から3、60番地、64番地1、64番地4から8、65番地1から2、66番地1、67番地1、67番地4、68番地1、69番地1、69番地4、71番地1、71番地3から5、71番地10から11、138番地1から2、139番地1から2、142番地2、143番地1、143番地4、144番地4、144番地6、145番地1、146番地1から2、146番地7、147番地2から3、209番地から211番地	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字前川原	全域		
	字下川原	全域		
	字阿弥陀下	全域		
	字反町	全域		
水沢	字沢田	1番地1から3、2番地1から3、3番地1から3、4番地1から2、5番地、6番地1から2、7番地1から2、8番地1から2、10番地2、14番地1から2、15番地、16番地1、17番地1から2、18番地1から2、23番地、24番地、25番地1から2、26番地1から2、27番地1から2、28番地1から4、55番地、56番地、56番地2、57番地1から2、59番地1から2、74番地から76番地、78番地、79番地1から2、80番地1から2、81番地、83番地1から2、90番地1から2、91番地1、93番地1、93番地3、96番地1、96番地3から4、106番地、108番地、109番地1から3、109番地5から6、110番地1から2、111番地、119番地1から4、120番地1、121番地1、122番地1、123番地、129番地、141番地1から5、143番地から146番地	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字前田	1番地、3番地、6番地から10番地、16番地1、19番地、20番地1から6		
	字火ノ迫	47番地		
	字山神前	56番地、82番地		
目迫	字愛宕下	1番地1から3、7番地2、14番地、20番地1から2、23番地1、23番地4から5、27番地1、29番地1、30番地1、31番地1、32番地、32番地2、33番地、34番地1から2、37番地1、41番地4、43番地2、174番地2、201番地	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字野竹内	5番地、6番地2から3		
	字前田	2番地1、3番地1、4番地1、5番地1、7番地1、7番地3、8番地1から2、10番地、11番地、12番地1、13番地1、14番地1から2、15番地1、16番地1、16番地3から4、18番地3、19番地3、20番地3、21番地4		
	字長迫	1番地1から2、2番地1から2、3番地1から2、6番地1から2、7番地1から2、9番地1から2、10番地1から3、12番地、14番地1、14番地4から7、23番地2、32番地1から2、33番地1から2、34番地、34番地1から2、35番地、37番地1から3、38番地1から4、39番地2から3、41番地1、41番地3、45番地3、47番地から49番地、55番地2、57番地、58番地3から6、65番地から70番地、74番地1から3、86番地1から2、87番地、89番地、90番地2から3、90番地6から9、91番地1から2		
長塚	字谷沢町	全域		
	字観音堂	全域		
	字三ノ宮	全域		
	字寺内前	全域		
	字町東	全域		
	字町西	36番地1、36番地2、37番地1、37番地2、38番地1、38番地3、38番地7、38番地8、39番地1、39番地4、39番地22、39番地25、39番地26、39番地27、39番地28、39番地29、39番地30、44番地8、72番地、73番地1、73番地4、73番地5、249番地1、249番地3を除く全域	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字鬼木	全域		
	字町	全域		
	字町裏	全域		
	字深谷	全域		
	字蛭子堂	全域		
	字原田	全域		
	字北目	全域		
	字越田	全域		
	字西宮下	全域		
	字上迫	42番地、68番地、71番地1から2、74番地、75番地、75番地2、87番地1から4、88番地、90番地、211番地1、212番地1から7、213番地1から3、214番地、216番地1、216番地3から4、217番地、217番地2、276番地		
	字寺内迫	全域		
	字福田迫	150番地5		
下羽鳥	字川原迫	30番地から32番地、34番地2、35番地、37番地、55番地、63番地1、77番地、78番地、80番地から82番地、82番地2		
	字清水迫	144番地1		
	字豊田	全域		
	字益田	全域		
	字南菅町	全域		
	字南札立場	全域		
	字朴迫	2番地2、3番地1、7番地、8番地、11番地、12番地、23番地、24番地、24番地1、31番地、34番地、37番地から40番地、48番地、50番地1から3、56番地		

別紙

	字南迫	1番地、10番地、11番地1から2、14番地、16番地2、17番地1から2、20番地、22番地、26番地、28番地、30番地、34番地、38番地、40番地1、42番地、43番地1、46番地1、48番地1、49番地1、50番地1、51番地1、52番地1、53番地1、57番地1、58番地1、59番地1、60番地、64番地、69番地1、70番地、71番地、72番地1から2、79番地2、84番地、86番地、97番地から99番地、99番地1、103番地、108番地、109番地、112番地、115番地から119番地、121番地、122番地、122番地1、124番地から128番地、130番地から135番地、138番地、139番地、146番地、148番地から150番地、152番地、154番地、165番地、169番地、174番地、181番地、184番地、188番地、189番地1、207番地、260番地2、481番地、482番地2、510番地	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字北沖	全域		
	字台	2番地1、6番地1から2、55番地、56番地、58番地、61番地、65番地、67番地、69番地1から2、71番地、73番地2、79番地、80番地2から3、82番地4、84番地、85番地、87番地、90番地、91番地、93番地、94番地、94番地2、95番地、96番地、98番地から102番地、103番地1から2、104番地、108番地2、111番地、117番地、124番地1から3、133番地、144番地1から3、146番地から148番地、153番地、156番地1、157番地1、158番地から162番地		
上羽鳥	字大道	1番地1、3番地、11番地、12番地、14番地から18番地、19番地1、21番地1から2、22番地、23番地、123番地、126番地1、182番地、184番地1から3、185番地1から2、186番地、187番地1から2、188番地1から2、189番地、190番地2、192番地1から2、193番地から196番地、202番地1から2、213番地、215番地1から2、216番地1から2、217番地1から2、218番地2、219番地、220番地1から2、221番地、221番地2、222番地1から2、224番地1から7、225番地2から3、226番地1から2、250番地1から2、350番地1から2、351番地、351番地1、353番地から355番地、359番地、360番地1、361番地1、362番地、364番地2、365番地、367番地2、368番地、369番地1から2、370番地、371番地1から2、371番地4から7、371番地9から15、372番地、373番地1から2、374番地1から2、376番地1から2、378番地1から2、379番地3から8、380番地1、380番地3、380番地6から9、381番地、382番地1から2、384番地1から5、387番地、388番地1から3、389番地、391番地から393番地、397番地1、397番地3、398番地、458番地、459番地1から3、527番地から533番地、534番地1から2、535番地から538番地、539番地1から3、540番地から550番地、552番地、553番地、554番地1から2、555番地、556番地、557番地1から3、558番地1から3、559番地1から2、560番地から565番地、566番地1から2、567番地1から4、568番地1から2、569番地1から2、570番地から573番地、574番地1から2、575番地1から3、576番地から586番地、587番地1から2、588番地、589番地1から2、590番地1から2、591番地から594番地、595番地1から3、596番地、597番地、598番地1から2、599番地、603番地、604番地、610番地、611番地1から2、612番地から626番地、641番地、662番地から701番地	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字反町	137番地		
	字榎内	6番地1、7番地1、8番地1、11番地、16番地、17番地、20番地2、22番地2、37番地2、40番地1、41番地1、59番地、60番地、65番地3、65番地5、67番地から72番地、73番地1から2、74番地、75番地、76番地2、76番地4、77番地、78番地2、130番地、131番地、133番地から135番地、136番地2、138番地、140番地、143番地、144番地1、145番地1、146番地1、148番地1、149番地1、150番地1、151番地、152番地、154番地1から4、156番地、156番地1、160番地1、160番地3から4、161番地、162番地3から5、164番地1、164番地4、165番地、169番地から171番地、173番地、174番地、176番地1、205番地1、208番地、209番地1、209番地3、214番地、215番地1から2、216番地から219番地、221番地、222番地、222番地2から3、223番地1から2、224番地2から4、233番地1から2、236番地、237番地1から4、240番地、241番地1から5、242番地1から2、243番地3から5、245番地1から2、246番地、250番地、251番地1、252番地1、253番地1、253番地4、254番地1から2、255番地、257番地1から2、258番地、259番地1から2、263番地、264番地1から2、265番地1から2、266番地1から2、267番地1から3、268番地、269番地、270番地1から2、271番地、272番地1、273番地、274番地1から3、275番地1から2、276番地から282番地、283番地1から2、284番地から289番地、290番地1から2、291番地から297番地、298番地1から3、305番地から308番地、309番地1から4、310番地から316番地、320番地から341番地	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字沢入	409番地、547番地1から2、548番地、549番地1から2、550番地、593番地、594番地、645番地から647番地		
	字猿間沖	全域		
	字官福	70番地、71番地、74番地、77番地1、78番地1、78番地3、79番地2、85番地1から3		
松倉	字葉ノ木谷地	171番地2、171番地5から6、172番地1、241番地2から3、242番地1から3、242番地5、243番地、259番地2から4、259番地6		
鴻草	字中ノ迫	1番地、6番地、7番地1、7番地38から39、114番地2、116番地、119番地1から3、120番地1、120番地4から6、144番地から146番地		
中田	字マミ穴	183番地		
	字館腰	全域		
	字迫間田	全域		
	字西迫	1番地、2番地、4番地、6番地から8番地、9番地1から2、65番地2から3		
	字北向	全域		
	字大佛前	1番地1、1番地3、2番地1から2、6番地、8番地1から2、9番地1から3、9番地5から6、10番地1、10番地3、11番地1から2、12番地1から2、18番地1から3、19番地、21番地1から2、22番地、37番地、37番地2、110番地から114番地、116番地、124番地から127番地、134番地1から2、135番地1から2、136番地1から5、137番地1から4、138番地1から3、139番地1から2、140番地	R11. 8. 29	R4. 8. 30
	字南芹川	全域		

別紙

字宮田	全域
字川原田	全域
字北芹川	全域
字宮田前	全域
<p>R4. 8. 30に避難指示が解除された土地に接する道路(隣接する部分に限る)、常磐自動車道、国道6号、県道井手長塚線、町道双葉イノイ線、町道唐沢・大木沢線(大字寺沢字唐沢300番3地先から大字寺沢字唐沢302番4地先まで)、町道前田・水沢線(大字水沢字前田14番1地先から大字水沢字山神前1番地先まで)、町道西迫・ミ穴線(大字中田字大佛前130番地先から大字中田字ミ穴183番地先まで)、町道櫛内・坂下線(大字前田字櫛内76番地先から大字前田字坂下31番1地先まで)、町道保手倉線(大字上羽鳥字大道603番地先から大字上羽鳥字反町137番地先まで)、町道上羽鳥・石熊線(大字上羽鳥字沢入644番地先から大字上羽鳥字沢入593番地先まで)、町道新山・鴻草線(大字鴻草字中/迫1番地先から大字鴻草字中/迫120番1地先まで)、道(大字水沢字火/迫47番地先から大字前田字櫛内35番1地先まで)及び道(大字目迫字長迫45番1地先から大字目迫字長迫65番地先まで)</p>	

企業立地促進区域【浪江町】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
大堀	後畑	3番地1、4番地1、4番地3、6番地1から2、8番地1から2、10番地2、10番地4、11番地1、11番地3、82番地2から3、84番地1、88番地1、89番地1、89番地3、90番地、91番地、92番地、98番地1から2、98番地4、99番地1から2、117番地1から2、118番地1から2、119番地1から2、120番地、121番地1から2、122番地、125番地、128番地、129番地、130番地1、131番地、132番地、133番地、134番地1から2、135番地、135番地2、138番地1から2、146番地2から3、148番地1、148番地4、149番地2、149番地4、164番地1、164番地4、165番地1から2、166番地、167番地1、170番地、171番地、171番地1から2、173番地1、173番地3、174番地3から4、174番地7	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を 経過する日 までの期間	R5. 3. 31
		漆畑			
	大堀	37番地1から2、38番地1から3、39番地、40番地、201番地、202番地、243番地、249番地3、262番地、265番地、266番地、269番地、270番地1から2、271番地、272番地、279番地、280番地1から2			
	清水	7番地、9番地1、14番地1から2、17番地			
	清水坂	3番地1から3、4番地1から2			
	清水西	4番地、5番地2から6			
	中平	1番地1、2番地1、7番地、8番地、9番地			
井手	上井手	74番地1から2	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を 経過する日 までの期間	R5. 3. 31
	北川原	74番地3			
末森	大場	全域	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を 経過する日 までの期間	R5. 3. 31
	香取	全域			
	神内	1番地、2番地、3番地、4番地、10番地、14番地、15番地、27番地、32番地、35番地、38番地、39番地、40番地、42番地、43番地、44番地、46番地、48番地、50番地、52番地、53番地、56番地、59番地2、61番地、62番地、62番地5、63番地、63番地2、64番地、65番地、68番地、69番地、70番地、75番地、77番地1から2、79番地、79番地2から3、83番地、84番地、87番地1、88番地2、91番地3、92番地1から8、93番地3から4、93番地12			
		境沢			
	沢目	1番地、2番地、13番地、14番地、15番地1から3、25番地2、26番地、29番地、30番地2から4、33番地1から2、34番地、35番地、36番地、37番地、40番地1から2、40番地7、41番地1から2、42番地2から5、54番地8から10、55番地、56番地、57番地、58番地、59番地			
	数嶮洞	13番地1から2、17番地、17番地2、18番地1から2、19番地、20番地、21番地、24番地、27番地、31番地、34番地1から2、36番地、44番地			
	高田	全域			
	堤ノ上	1番地1から2、1番地9から20、1番地22、1番地24から33、2番地2、2番地4、4番地1から3、4番地5から6、5番地7から8、7番地1、7番地3から36、8番地10から24、8番地30から33、9番地1から2、14番地4から5、16番地1から17、17番地1から29、18番地1から16、19番地、20番地、21番地2から7、22番地、23番地、24番地2から6、27番地1、27番地3から6、28番地、29番地1から5、30番地、31番地1から4、32番地、33番地、34番地、35番地1から4、36番地1、37番地1から2、37番地5、38番地、39番地1、48番地1から3、52番地、53番地			
		西前畑			
	仁田久保	全域			
	八倉田	全域			
	東前畑	全域			
	前田	全域			
	麦ノ沢	1番地3、1番地9、1番地13から14、1番地18、1番地20から22、14番地5から6、15番地、16番地			

別紙

室原	赤淵	全域	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
	アライ	17番地2、17番地4			
	今神	全域			
	後倉	42番地31、42番地38から39			
	於喜津	4番地1			
	金ヶ倉	1番地、2番地、4番地1から2、7番地、8番地、9番地、10番地、13番地、14番地1から3、33番地、34番地、38番地、43番地、44番地1から2、52番地2から12、52番地14から18、59番地1、59番地3、60番地、61番地、62番地、62番地2、63番地1から2、64番地1から2、65番地1から2、66番地1から3、67番地、82番地、83番地、85番地2から4、88番地1、89番地1から3、91番地、92番地1から3、93番地1から5、94番地			
	金ヶ森	10番地2から4、13番地、14番地1、14番地3から5、35番地1から7、36番地1から2、36番地4から10、48番地1、48番地3から4、50番地3から4			
	上太夫内	全域			
	上谷地	全域			
	北反田	全域			
	北町尻	全域			
	樽木	1番地1から2、2番地、3番地、4番地、5番地、7番地1から3、8番地、9番地、9番地2、10番地1から2、11番地、13番地、13番地2、14番地1から2、15番地、16番地1から2、17番地、19番地、20番地、21番地1から2、22番地、24番地、26番地、27番地1から2、30番地、34番地、35番地、37番地、40番地、43番地、43番地10、53番地2、56番地1から2、61番地2から4、61番地6、62番地3から6、64番地1、64番地4から8、64番地11から12、64番地15から16、65番地2、65番地4から5、70番地、74番地、74番地2から3、102番地			
	小萱	全域			
	小迫	全域			
	境沢	7番地12			
	下り藤	全域			
	沢	全域			
	雲ノ草	全域			
	信田	全域			
	信田際	全域			
	七杜宮	全域			
	下反田	全域			
	下太夫内	全域			
	十年平	18番地5、18番地11			
	滝平	3番地15			
	竹ノ花	全域			
	田子平	全域			
	田ノ草	1番地1から4、2番地1から2、3番地1から3、3番地5から27、4番地1から3、7番地1から5、8番地、9番地1から2、10番地2から3、11番地1、15番地1、16番地1、17番地1、18番地1、20番地、21番地1から2、22番地、23番地1、23番地3、24番地、25番地、26番地、32番地、33番地1から7、34番地1、35番地1、37番地、40番地1から2、41番地1から6、42番地、43番地、44番地1、45番地1から2、45番地10、46番地1から2、47番地1、48番地1から2、49番地1から3、50番地1から2、51番地1から2、53番地、56番地、57番地1から2、57番地6、58番地1、58番地5、60番地1から4、62番地1から2、63番地、64番地、65番地1から2、66番地、67番地1から2、68番地3から14、69番地4から5、69番地7から8、72番地1から7、73番地1、73番地3、74番地、78番地1から4、79番地1、80番地1から2、80番地5から6、81番地1、83番地1、84番地1、84番地4から7、84番地9から16			
	樋迫	全域			
	堂定内	全域			
	堂ノ内	全域			
	仲沢	3番地13、4番地9、5番地29			
	中反田	全域			
	仲畑	全域			
	西小萱	全域			
	西田	全域			
	橋場	全域			
	橋本	全域			
	八龍内	全域			
	花ノ木	全域			
	馬場内	全域			
	林崎	全域			
	原	全域			
	原畑	全域			
	東	全域			
	藤柄	19番地4、19番地7から9			
	法光内	1番地、2番地、3番地、4番地2から3、5番地1、6番地、8番地、58番地、59番地、61番地、61番地2、64番地2、74番地、78番地2から3、80番地、81番地1から3、82番地、83番地、84番地、84番地2から3、87番地2			
	朴迫	全域			
	堀知木	全域			
	前ノ内	全域			
町	全域				
町頭	全域				
町尻	全域				
南台	全域				
宮下	全域				
宮ノ上	全域				
村木	全域				

別紙

	山田	1番地、2番地、3番地、4番地、5番地1から5、6番地、7番地1、7番地3、8番地、9番地、10番地1から2、11番地、12番地、14番地1、18番地、28番地、29番地1から2、36番地、39番地、40番地、43番地、45番地、49番地1から3、54番地1から3、56番地、57番地1から4、58番地1から3、61番地1から4、66番地、68番地、69番地、70番地1から2、71番地、76番地1から3、82番地、84番地、86番地1から2、87番地、87番地2、87番地4から10、88番地、90番地1から4、96番地、100番地1から3、105番地2から7、107番地1から7、111番地、114番地1から6、117番地	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
	与四郎内	1番地、2番地2、3番地、7番地、12番地、18番地、18番地2から3、19番地、20番地、23番地、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地1から2、29番地、32番地4から5、32番地11、32番地18、32番地20、33番地、34番地、36番地、37番地、40番地、44番地、46番地、47番地、47番地2、51番地、52番地1から2、53番地、55番地、57番地、58番地、59番地、59番地3から4、60番地、60番地2から9、61番地1から2、61番地4、61番地7から10、62番地3から6、62番地9から10、62番地13から16、63番地2、63番地6、63番地8、63番地12、63番地14から24、64番地7、64番地10、65番地4、67番地2、67番地5から7、70番地8から9、71番地1から10、72番地、73番地			
羽附	二枚橋	2番地31	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
津島	安東	全域	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
	猪窪	7番地7、7番地11、7番地13、7番地23、8番地4、8番地13、8番地24、8番地35、67番地12、74番地、88番地9、88番地12から13			
	岩下	3番地3、6番地2、8番地3、8番地8、8番地10から14			
	後沢	1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地、7番地、8番地、50番地14、54番地4、54番地6から7、61番地1			
	瀬淵	全域			
	大柵	2番地5			
	瀬戸	8番地、15番地、17番地、28番地1、29番地、30番地、43番地、44番地、46番地、47番地、48番地、49番地、55番地、70番地3、70番地6から7			
	下谷津	1番地、2番地、3番地、4番地、5番地、6番地、7番地、8番地、10番地、13番地、14番地1から3、16番地1から2、19番地、21番地1から2、22番地、24番地、27番地、68番地1、69番地1から4、70番地1から3、70番地7、70番地14から17、70番地20から23			
	関場	全域			
	大行前	全域			
	大高木	26番地2、26番地15、28番地1、28番地10、32番地1、32番地4から6、49番地1、49番地3から4、49番地8から13、50番地、55番地1、57番地1から15、63番地1			
	津島	全域			
	寺田	1番地、1番地1から4、2番地、2番地3から4、5番地、6番地、7番地、9番地、9番地3、9番地8から10、11番地1から3、13番地1から2、13番地4から5、14番地、15番地、16番地1から2、17番地1から2、18番地、19番地、22番地、22番地2、23番地、24番地、32番地1、32番地3、33番地1から2、34番地、34番地2、35番地、37番地1、37番地4、38番地1から2、41番地1から2、42番地、43番地、46番地、47番地、47番地3、59番地1、62番地、63番地、64番地1、65番地、65番地2、66番地1から4			
	仲井	1番地1、3番地1、3番地5、3番地9、4番地1から3、4番地8から10、5番地1から2、6番地、16番地			
	仲沖	全域			
	西館	1番地、1番地2、3番地1、5番地、6番地、7番地、16番地、29番地、47番地、48番地、50番地、51番地、55番地、58番地、59番地1、60番地、61番地、64番地、65番地、66番地、67番地、68番地、69番地、70番地、71番地1から3、72番地、73番地1、74番地、76番地1、79番地1から2、82番地			
	東沖	全域			
	東館	1番地、2番地、5番地1、6番地、7番地、8番地1から3、9番地1、9番地3、12番地、16番地1から2、17番地、18番地1、18番地3、19番地、20番地、21番地、22番地、23番地、70番地、80番地、81番地、82番地、88番地、96番地2、104番地、108番地5			
	東原	1番地、2番地、3番地、4番地、6番地1から2、7番地2から3、8番地、9番地1から3、10番地、11番地1から2、12番地1から2、13番地4、13番地11から14、14番地、14番地2、15番地、16番地、17番地2、18番地、20番地、21番地1から2、22番地1、22番地3から4、23番地、24番地1、25番地1から2、26番地、32番地、44番地、63番地、63番地2、67番地2から4、70番地1、72番地2から5、77番地1、77番地3から6、80番地、89番地、95番地1、95番地3から4、97番地、98番地1から2、99番地1から3、100番地、101番地1から3、103番地、107番地、110番地			
	前田	全域			
町前	全域				
水境	76番地1から4、76番地7から12				

別紙

下津島	牛ノ舌	1番地、1.5番地、1.11番地、1.12番地、1.14番地、1.15番地、1.17番地、1.18番地、1.19番地、1.20番地、1.21番地、1.22番地、1.23番地、1.24番地、1.25番地、1.26番地、1.28番地、1.29番地、1.32番地、1.33番地、1.34番地、1.37番地、1.40番地、1.41番地、1.42番地、1.43番地、1.47番地、1.48番地、1.49番地、1.50番地1から2、51番地、53番地1、54番地9から11、55番地2から4、73番地1	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
	大和久	1番地1から2、1番地5、4番地2、5番地1、5番地4、6番地1、7番地、8番地、10番地、11番地、12番地、13番地、13番地2、14番地、15番地、16番地、17番地、18番地、19番地、20番地、21番地、21番地1、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地、29番地1、29番地4、30番地1から2、31番地、31番地2、34番地1から2、37番地1、37番地3、38番地1から2、40番地1から4、43番地1から2、44番地1から2、46番地、47番地、48番地、55番地、56番地6から7、56番地15から17、58番地1から2、59番地4、146番地			
	欠畑	全域			
	萱深	1番地、7番地1、11番地、14番地、22番地、23番地1、25番地、26番地4、27番地1から3、27番地6、28番地、29番地、31番地、32番地、33番地、34番地1から2、35番地2、37番地2、40番地1、40番地5、41番地1、43番地1、47番地2から3、48番地2から5、48番地8、50番地14、51番地2から6、51番地9から10、51番地12			
	尻合	1番地1、2番地、9番地1、10番地1から2、11番地、13番地、13番地2から4、15番地、16番地、18番地、20番地、22番地3から4、42番地3			
	堤ヶ入	1番地、4番地、6番地			
	原	39番地1、39番地3から5、39番地9、40番地、42番地、43番地1、47番地1、49番地1、58番地1、78番地、79番地1、82番地1、82番地3、86番地1から2、87番地、88番地1、88番地3、90番地1、90番地4、91番地2、95番地2、102番地1、103番地、106番地、109番地1、114番地、115番地、116番地、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地、122番地、123番地、124番地、125番地、126番地、127番地、128番地、129番地、130番地、131番地、132番地、133番地、134番地、135番地			
	町	1番地、2番地、3番地1、9番地1、9番地3、10番地、11番地1から2、12番地1から2、14番地1から2、15番地、16番地、17番地、18番地、19番地1から2、20番地1、20番地3、24番地1、24番地3から5、25番地1から2、28番地1から3、29番地、34番地1、34番地5から6、35番地1から3、40番地1、40番地3、41番地1、41番地3から4、42番地1、43番地2から3、44番地、45番地、46番地、47番地1から3、48番地1から3、49番地、49番地2から3、50番地、50番地2から3、51番地2、55番地、58番地4、59番地2から3			
	松木山	1番地1、4番地、4番地2、6番地、18番地1から2、18番地12、20番地、20番地2、22番地1から6、25番地2から3、26番地1から3、28番地1から3、32番地2、37番地、38番地、39番地、40番地、41番地、102番地、103番地、110番地1、111番地1、111番地6、139番地1、140番地1、178番地			
	宮平	1番地、4番地、8番地、10番地、11番地、12番地、13番地、14番地、15番地、16番地、17番地、18番地、19番地、20番地、21番地、22番地、23番地、25番地、29番地1から3、30番地、31番地、32番地、34番地1から2、38番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、59番地、62番地、63番地、72番地1から2、77番地、78番地、80番地1、81番地、83番地、86番地2、87番地、88番地1、89番地1、98番地2、101番地3、102番地1、106番地、107番地3、109番地3から4			
南津島	大宮	3番地1から2、5番地、6番地1から2、7番地、21番地、22番地、24番地、27番地、28番地、29番地1、33番地、34番地、46番地1、49番地、50番地2、51番地1から2、52番地1から3、53番地1から5、54番地1から4、55番地1から3	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
	大柳	1番地1から2、1番地5、7番地1、7番地3、9番地、10番地、12番地、13番地、14番地1から2、15番地、17番地、18番地、19番地2、20番地2、29番地2、36番地7、37番地1から2、37番地5から6、38番地1、38番地3、39番地1から2、39番地5、40番地1から2、41番地1から2、42番地1から2、43番地、44番地、45番地1から2、46番地1から2、47番地1、47番地3から5、48番地1から5、49番地1、49番地3から5、50番地1から3、50番地5から9、50番地11から13、50番地15から20、51番地4から10、52番地7、57番地2から4、59番地、60番地、61番地、62番地、63番地、64番地			
	鬼丸	23番地4			
	佐藤畑	1番地1から2、2番地1、4番地2、5番地1、6番地1、6番地3、10番地、11番地、12番地、15番地1から2、15番地7、31番地1から6、32番地、42番地、43番地1から3、46番地、48番地			
	下冷田	57番地1、57番地3			
	大光木	1番地1から2、1番地6から9、2番地1、2番地3、2番地5			
	堂ノ下	2番地1、8番地、9番地、13番地3、16番地1、16番地3、16番地5から7、18番地1、67番地3から4、69番地2から6			
	中上	12番地4、21番地2、23番地2から3、27番地2から3、28番地1、28番地3、32番地1、35番地1、36番地、54番地、55番地、59番地7から8、61番地、62番地、63番地、64番地、65番地、66番地、67番地、68番地			
	中下	1番地1から3、3番地、4番地1、6番地1、8番地1、11番地1から2、12番地1から2、13番地、14番地、17番地、19番地、20番地、21番地1、22番地、23番地、24番地、25番地、26番地、28番地1、29番地、30番地、34番地、36番地、37番地1から2、43番地、50番地、53番地1、55番地1から2、56番地1から2、57番地、58番地、59番地1から2、60番地1、62番地1、63番地、83番地1、90番地、91番地、94番地、95番地、97番地、98番地、99番地1、100番地1から2、101番地、102番地1、103番地1、104番地、107番地1、109番地1、109番地7、110番地、112番地、113番地、115番地1、124番地1、124番地3、124番地5、124番地9から10、126番地2から3、126番地6、127番地1、127番地3から4、129番地、130番地、131番地、132番地1から3、133番地、134番地、135番地、136番地、137番地、138番地、139番地、140番地、141番地、142番地、143番地			
	中ノ内	1番地1から4、8番地1から3、10番地1から7、11番地1から4、15番地、33番地1から2、34番地2、37番地3、37番地6、48番地1から4、52番地			
	西ノ内	2番地、2番地2、26番地、27番地1、27番地4、29番地、31番地1から2、31番地4から5、32番地1から2、33番地1から4、34番地、35番地1、35番地3、36番地3から4、37番地1、39番地			
	沼和久	14番地4、15番地2、15番地4、40番地1、40番地5、61番地2、114番地1から2、115番地3、116番地1、117番地1、117番地3、118番地1から2、120番地1、121番地10、138番地4、138番地7、139番地1、139番地8、141番地、157番地、158番地1から2、159番地1から4、160番地1から3、161番地1から3、162番地1から2、163番地1から2、164番地、165番地、166番地1から2、167番地1から2、168番地、169番地、170番地、171番地、172番地、173番地、174番地、175番地、176番地、177番地、178番地、179番地、180番地、181番地、182番地、183番地、184番地、185番地、186番地、187番地、188番地、189番地、190番地、191番地、192番地、193番地、194番地、195番地、196番地、197番地、198番地、199番地、200番地、201番地、202番地、203番地、204番地、205番地、206番地、207番地、208番地、209番地、210番地、211番地、212番地			

別紙

赤宇木	塩浸	30番地1、40番地10から11	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
	手七郎	266番地			
屋曽根	屋曽根	38番地1	R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
	R5. 3. 31に避難指示が解除された土地に接する道路（隣接する部分に限る）、常磐自動車道、国道114号、国道399号、国道459号、県道相馬浪江線、県道いわき浪江線、県道原町浪江線、県道浪江三春線、県道落合浪江線（大字酒井字丈六105番2地先から大字酒井字石名坂38番1地先まで、大字井手字下原216番地先から大字井手字北川原122番4地先まで、大字大堀字漆畑133番2地先から大字大堀字近江前3番1地先まで）、県道井手長塚線、町道室原小丸北沢線（大字室原字藤柄19番4地先から大字室原字アライ17番4地先まで）、町道鳥喰後畑線、町道塩浸早坂線、町道松木山広谷地線、町道中平白追線、町道阿掛線、町道尻合大和久線、町道江添芦ノ迫線、町道仁田久保中平線（大字大堀字西原81番1地先から大字大堀字西原88番3地先まで）、町道清水坂西原線、町道仲島川原線（小野田字川原191番10地先から大字大堀字大堀92番2地先まで）、町道清水下線、町道川原岩樋線、町道大堀川原2号線、町道川原清水線、町道漆畑1号線、町道後畑川原線、町道西原板木線（大字大堀字西原40番3地先から大字大堀字西原81番1地先まで）、町道宮前西原線、町道宮前2号線、町道宮前3号線、町道宮前後畑線、町道後畑1号線、町道後畑2号線、町道後畑3号線、町道後畑4号線、町道漆畑川原線、町道漆畑2号線、町道後畑5号線（大字大堀字中平19番地先から大字大堀字中平27番3地先まで）、町道大堀前1号線、町道大堀前2号線、町道大堀前4号線、町道清水宮前線、町道宮前4号線、町道大堀前5号線、町道於喜津草幕線（大字室原字滝平3番77地先から大字室原字於喜津4番2地先まで）、町道仲沢線、町道手七郎早坂線、町道阿掛大宮線、道（大字大堀字宮前131番1地先から大字大堀字宮前112番地先まで）、道（大字大堀字後畑130番1地先から大字大堀字後畑135番2地先まで）、道（大字大堀字後畑136番地先から大字大堀字後畑134番1地先まで）、道（大字大堀字宮前5番2地先から大字大堀字漆畑109番地先まで）、道（大字大堀字漆畑123番1地先から大字大堀字漆畑121番1地先まで）、道（大字大堀字漆畑130番1地先から大字大堀字大堀前295番1地先まで）、道（大字大堀字漆畑106番地先から大字大堀字漆畑119番地先まで）、道（大字室原字藤柄21番地先から大字室原字十年平18番1地先まで）及び道（大字室原字仲沢3番11地先から大字室原字仲沢4番9地先まで		R12. 3. 30	認定を受けた日 (R12. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	R5. 3. 31
請戸	全域	-		認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過する日までの期間	H29. 3. 31
中浜	全域	-			
両竹	全域	-			
幾世橋	全域	-			
北幾世橋	全域	-			
棚塩	全域	-			
高瀬	全域	-			
権現堂	全域	-			
西台	全域	-			
藤橋	全域	-			
牛渡	全域	-			
樋渡	全域	-			
川添	全域	-			
小野田	全域	-			
谷津田	全域	-			
田尻	全域	-			
立野	全域	-			
近宿	全域	-			
加倉	全域	-			
酒田	全域	-			
国有林 磐城森林管理署	1312林班				

企業立地促進区域【葛尾村】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域			認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字	地番			
葛尾	字野行	85番地（土地活用がなされる範囲に限る）、100番地2（土地活用がなされる範囲に限る）、107番地1（土地活用がなされる範囲に限る）、145番地1、146番地1、147番地1、148番地1、150番地1、152番地1から2、153番地1から2、154番地1から4、244番地	R14. 3. 30	認定を受けた日 (R14. 3. 30まで) から5年を 経過する日までの 期間	R7. 3. 31
国有林 磐城森林管理署	1078林班のうち「ち2」、「ち6」、「り」及び「イ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1079林班のうち「と」、「り」及び「る」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1080林班のうち「ろ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1081林班のうち「ぬ」、「る」、「わ1」、「わ2」、「か」及び「な」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1083林班のうち「ほ」及び「ち」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1084林班のうち「い1」から「い5」、「は」、「に2」及び「と」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1085林班のうち「い2」及び「た2」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1086林班のうち「る1」、「る5」、「る7」、「る8」、「わ」、「か」、「よ」及び「ロ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1092林班のうち「ほ」、「へ1」、「へ2」、「ぬ1」、「ぬ2」及び「ぬ4」から「ぬ8」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1093林班のうち「へ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）、1094林班のうち「わ」の区域（土地活用がなされる範囲に限る）				
	村道地藏沢線				
葛尾	字柏原	1番地2から10、1番地12から21、2番地1から3、2番地7から15、3番地1、3番地3、3番地6から8、5番地1から3、10番地1、10番地3、12番地1から3、12番地5から16、14番地1、16番地、17番地1から2、18番地1、19番地5から6、19番地11、19番地13から23、20番地1、20番地3、20番地6、21番地1から5、22番地2から7、23番地3から4、23番地6、23番地9から20、24番地1から5、25番地1から2、25番地5、26番地7、26番地10、26番地12、26番地14、 26番地16から20、27番地3から7、27番地12から15、29番地2から3、29番地15から16、30番地2から6、32番地14から16、33番地、34番地1から6、35番地、36番地1から4、38番地1、39番地、41番地1、47番地、48番地1、48番地3から4、49番地1から3、50番地1、51番地1から3、52番地1から2、53番地、54番地1から2、55番地1から3、55番地5から7、56番地、57番地1から6、58番地から118番地、119番地1から2、120番地から129番地、130番地1、130番地3から5、130番地7から8、131番地、132番地1から2、133番地から144番地	R11. 6. 11	認定を受けた日 (R11. 6. 11まで) から5年を経過 する日までの期 間	R4. 6. 12
	字野行	1番地1、1番地7から11、1番地13、3番地1、5番地2、5番地5から10、5番地12から16、6番地1、7番地1から2、8番地から9番地、10番地2、13番地から18番地、19番地1から2、20番地1、20番地4から11、21番地1から7、22番地1から4、23番地1、24番地1、24番地 3、24番地5、27番地1から2、27番地18、27番地22、27番地25、27番地27から39、35番地1、36番地1、36番地3から4、39番地4、39番地7から10、40番地1から6、41番地1から5、42番地1から2、43番地1から4、44番地1、44番地6から8、45番地1から2、45番地4、45番地11、45番地13、46番地1から2、47番地3、47番地14から17、48番地1、49番地1、49番地3から4、50番地1、54番地、55番地1、55番地4、56番地1から3、56番地7、58番地1、58番地3、59番地1、59番地4、60番地1、60番地6、61番地1から2、62番地1、64番地1から2、65番地1から2、65番地5、67番地、67番地6、68番地、69番地1、70番地1、70番地4、71番地1、71番地8、72番地1、72番地4、73番地、75番地1から2、76番地、79番地2、80番地2、84番地、86番地4、88番地から89番地、90番地1から2、90番地5、91番地1から2、93番地1、93番地3から7、95番地1、95番地3から4、97番地、99番地1から16、102番地2、102番地4、102番地14から18、102番地20、 103番地2、103番地4から5、103番地8から9、104番地1から2、107番地2、107番地4から6、107番地8から9、107番地11から12、109番地1から2、111番地1、111番地3から4、116番地1から3、117番地、118番地1から2、119番地、121番地2から10、122番地1から2、137番地から138番地、139番地2、141番地、155番地、157番地、158番地1から2、159番地から169番地、170番地1から2、171番地、173番地1から2、174番地、175番地1から2、176番地から180番地、181番地1から6、182番地から184番地、188番地1、188番地3、193番地から194番地、195番地1から2、196番地1から2、197番地1から2、198番地、199番地1から2、200番地1から2、201番地1から2、202番地1から2、203番地1から2、204番地、205番地1、206番地から223番地、224番地1から2、225番地1から2、226番地から243番地、245番地から248番地			
	字小出谷	1番地8、13番地2			
国有林 磐城森林管理署	1090林班のうち「イ」の区域		R11. 6. 11	認定を受けた日 (R11. 6. 11まで) から5年を経過 する日までの期 間	R4. 6. 12
	R4. 6. 12に避難指示が解除された土地に接する道路（隣接する部分に限る）、県道浪江三春線、村道柏原・阿掛線、村道野行・岩角線、村道落合・下野行線、林道野行・大笹線				

別紙

落合	字関下	全域		認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過 する日までの期 間	H28. 6. 12
	字西ノ内	全域			
	字菅ノ又	全域			
	字落合	全域			
	字夏湯	全域			
	字大放	全域			
	字手倉	全域			
	字家老川	全域			
	字木取場	全域			
	字大笹	全域			
葛尾	字風越	全域		認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過 する日までの期 間	H28. 6. 12
	字梨木平	全域			
	字堂平	全域			
	字中平	全域			
	字銅谷平	全域			
	字敷井畑	全域			
	字中清水	全域			
	字関場	全域			
	字北平	全域			
	字登館	全域			
	字八ツ田	全域			
	字仲田	全域			
	字東平	全域			
	字板木	全域			
	字下ノ内	全域			
	字湯口	全域			
字小坂	全域				
字広谷地	全域				
上野川	字東	全域		認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過 する日までの期 間	H28. 6. 12
	字仲谷地	全域			
	字上野川	全域			
	字玉伝前	全域			
	字赤根久保	全域			
	字遠ノ子	全域			
	字静田和	全域			
	字仲迫	全域			
	字境ノ岫	全域			
	字一盃森	全域			
	字三本松	全域			
字蟹山	全域				
野川	字湯ノ平	全域		認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過 する日までの期 間	H28. 6. 12
	字十良内	全域			
	字六良田	全域			
	字町	全域			
	字関場	全域			
	字廻田	全域			
	字仲ノ内	全域			
	字南仲ノ内	全域			
	字草刈場	全域			
	字浜井場	全域			
	字中島	全域			
	字蔵久	全域			
	字清ノ内	全域			
	字湯殿	全域			
国有林 磐城森林管理署	1062～1064林班、1226～1286林班			認定を受けた日 (R5. 6. 11まで) から5年を経過 する日までの期 間	H28. 6. 12

企業立地促進区域【飯館村】

令和8年4月1日時点

1. 避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域

対象区域		認定期限	雇用特例 適用期限	(参考) 避難指示解除
大字	字			
長泥	曲田	R14. 3. 30	認定を受けた日 (R14. 3. 30ま で) から5年を 経過する日まで の期間	R7. 3. 31
長泥	長泥	R12. 4. 30	認定を受けた日 (R12. 4. 30ま で) から5年を 経過する日まで の期間	R5. 5. 1

	<p>835番地、836番地1から5、837番地から842番地、847番地、848番地、849番地1から3、851番地、856番地、861番地から863番地、864番地1から2、865番地、866番地1から3、867番地1から3、868番地、869番地、881番地1から2、882番地1から4、883番地1から4、887番地1から3、892番地から894番地、896番地、906番地から909番地、910番地1から2、911番地、912番地1から2、913番地から920番地、921番地1から3、922番地、923番地1から2、924番地から927番地、928番地1から2、929番地から935番地、936番地1から2、937番地、938番地、939番地1から3、940番地、941番地1から2、942番地947番地、948番地1から2、949番地1から2、950番地1から4、951番地1から6、952番地1から6、953番地1から4、954番地1から7、955番地1から4、956番地1から6、957番地1から2、958番地、959番地1から3、960番地1から3、961番地1から7、962番地1から4、963番地、964番地1から4、965番地1から4、966番地1から3、967番地、968番地、969番地1から2、970番地1から2、971番地1から3、972番地1から3、973番地から975番地、976番地1から2、977番地1から2、979番地から981番地、982番地1から3、983番地1から4、984番地1から3、985番地1から4、986番地1から5、987番地1から2、988番地1から3、989番地1から3、990番地、991番地1から4、992番地1から4、993番地1から4、994番地1から4、995番地1から5、996番地1から6、997番地1から2、998番地1から2、999番地1から4、1000番地、1001番地1から3、1002番地1から2、1003番地1から2、1004番地1から2、1005番地1から3、1006番地1から13、1007番地1から3、1008番地1から3、1009番地1から3、1010番地1から6、1011番地1から4、1012番地1から4、1013番地1から4、1014番地1から4、1015番地1から4、1016番地1から2、1017番地、1018番地1から3、1019番地1から4、1020番地1から3、1021番地1から5、1022番地1から2、1023番地1から2、1024番地1から2、1025番地1から2、1026番地1から2、1027番地1から2、1028番地、1029番地1から2、1030番地1から6、1031番地1から4、1032番地1から4、1033番地、1034番地1から2、1035番地、1036番地1から2、1037番地1から2、1038番地1から2、1039番地、1040番地1から2、1041番地から1044番地、1045番地1から2、1046番地、1047番地1から3、1048番地1から2、1049番地1から2、1050番地、1051番地1から2、1052番地1から4、1053番地から1061番地、1062番地1から3、1063番地、1064番地、1065番地1から2、1066番地から1072番地、1073番地1から2、1074番地1から2、1075番地から1077番地、1078番地1から3、1079番地1から2、1080番地1から2、1081番地1から2、1082番地1から2、1083番地から1090番地、1100番地、1101番地1から2、1102番地から1108番地、1109番地1から2、1110番地から1113番地、1114番地1から2、1115番地1から2、1116番地1から2、1167番地、1180番地から1226番地、1228番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1237番地、1252番地から1254番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1255番地、1256番地、1258番地(環境再生事業における施工範囲に限る)、1262番地2から3、1265番地2、1266番地2、1272番地3、1280番地2、1298番地2、1301番地2から5、1303番地2、1304番地、1305番地2から3、1306番地2から3、1309番地2、1310番地2から3、1311番地2、1312番地2から3、1313番地1から2、1314番地1から2、1315番地1から3、1317番地1から2、1318番地1から3、1319番地から1331番地、1332番地1、1350番地、1355番地3、1359番地1から2、1360番地から1364番地、1365番地1から2、1366番地から1378番地、1387番地、1397番地から1400番地、1403番地から1405番地、1408番地、1409番地、1415番地から1417番地、1419番地、1421番地から1443番地、1448番地、1449番地、1454番地、1455番地、1458番地から1461番地</p>			
<p>曲田</p>	<p>61番地1、71番地1から2、72番地1、73番地1、73番地3、75番地5、75番地7から9、75番地11から14、77番地1から2、78番地1から2、79番地、80番地、81番地1から2、82番地1から3、83番地、84番地1から2、85番地、86番地、87番地1から2、88番地、89番地1から2、90番地から95番地、96番地1から2、124番地から126番地、127番地2、128番地2から4、129番地1から3、130番地1から3、131番地から139番地、140番地1から3、148番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、149番地1、150番地(土地活用がなされる範囲に限る)、151番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、172番地、238番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、239番地1、240番地、241番地、242番地(土地活用がなされる範囲に限る)、245番地、246番地、248番地1(土地活用がなされる範囲に限る)、257番地、258番地1、266番地1から2、267番地、268番地、269番地1から5、270番地1から3、271番地1から3、272番地1から2、273番地1から2、274番地1から2、275番地1から3、276番地1から3、277番地、278番地、279番地1から3、280番地1から3、281番地1から3、282番地1から3、283番地1から2、284番地1、284番地3から4、285番地2から4、287番地1から2、288番地1から2、289番地1から4、290番地、291番地1から3、292番地1から2、293番地1から2、294番地1から2、295番地1から3、296番地1から2、297番地1から2、298番地、299番地、300番地1から2、301番地1から2、302番地1から3、303番地、304番地1から2、305番地から308番地、309番地1から2、310番地1から2、311番地1から2、312番地1から2、313番地、314番地、315番地1から2、316番地1から2、317番地1から5、318番地1から3、319番地、320番地1から2、321番地1から2、322番地1から3、323番地、325番地1から4、327番地から330番地、331番地1から2、332番地1から2、333番地1から2、334番地1から2、335番地1から2、336番地、337番地1から3、338番地1から3、339番地1から2、340番地、341番地1から2、342番地、343番地1から3、344番地、345番地1から2、346番地から362番地、363番地1から2、364番地から368番地、369番地1から2、370番地1から2、371番地から373番地、374番地1から2、375番地、376番地1から3、377番地1から2、378番地1から3、379番地から385番地、389番地から400番地、401番地1から2、402番地、403番地、405番地から415番地、416番地1から3、422番地、423番地1から4、424番地1から2、425番地1から3、426番地1から2、427番地から429番地、430番地1から2、431番地、453番地、463番地(環境再生事業において用いられる範囲に限る)、472番地、477番地、484番地、491番地、500番地から508番地</p>	<p>R12. 4. 30</p>	<p>認定を受けた日(R12. 4. 30まで)から5年を経過する日までの期間</p>	<p>R5. 5. 1</p>

別紙

比曾	曲田	46番地4から7	R12. 4. 30	認定を受けた日 (R12. 4. 30まで) から5年を 経過する日までの 期間	R5. 5. 1
	R5. 5. 1に避難指示が解除された土地に接する道路(隣接する部分に限る)、国道399号、県道原町二本松線、村道曲田線、村道下曲田線、村道曲田菅沼線、村道長泥金華山線並びに飯館村内国有林磐城森林管理署2304林班のうち「イ」の区域、2305林班のうち「イ4」の区域、2311林班のうち「イ2」及び「イ3」の区域		R12. 4. 30	認定を受けた日 (R12. 4. 30まで) から5年を 経過する日までの 期間	R5. 5. 1
八木沢	全域		/	認定を受けた日 (R6. 3. 30まで) から5年を経過 する日までの期 間	H29. 3. 31
芦原	全域				
大倉	全域				
佐須	全域				
二枚橋	全域				
須萱	全域				
草野	全域				
深谷	全域				
伊丹沢	全域				
関沢	全域				
小宮	全域				
沼平	全域				
飯樋	全域				
比曾	全域				
蕨平	全域				
関根	全域				
松塚	全域				
臼石	全域				
前田	全域				
国有林 磐城森林管理署	2208～2234林班、2301～2303林班、2306～2309林班、2313～2365林班				